

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【事業年度】	第14期（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
【会社名】	株式会社ビザスク
【英訳名】	VisasQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員CEO 端羽 英子
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小風 守
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	050-3733-8513
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 小風 守
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年2月	2023年2月	2024年2月	2025年2月	2026年2月
営業収益 (千円)	3,702,461	8,380,515	8,967,692	9,780,950	9,974,670
経常利益又は経常損失 () (千円)	389,762	51,169	112,418	1,211,854	1,404,403
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	475,557	75,857	12,635,778	477,245	891,901
包括利益 (千円)	46,833	2,008,617	11,811,485	544,489	935,270
純資産額 (千円)	10,048,420	12,078,532	302,195	865,496	1,813,415
総資産額 (千円)	18,750,755	20,884,357	7,293,867	7,510,618	8,091,624
1株当たり純資産額 (円)	112.15	303.69	1,008.12	973.86	901.93
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 () (円)	63.20	20.93	1,404.57	22.83	67.55
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	22.58	67.14
自己資本比率 (%)	53.2	57.5	3.2	10.6	21.5
自己資本利益率 (%)	-	0.6	-	92.5	70.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	49.23	8.11
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	230,970	1,518,665	932,746	927,720	1,292,027
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,123,020	433,928	285,603	269,828	382,991
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	12,644,660	468,756	290,288	435,996	519,747
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	3,123,794	3,875,390	4,307,529	4,606,652	5,003,357
従業員数 (人)	416	442	481	497	493
(外、平均臨時雇用者数)	(15)	(19)	(24)	(25)	(32)

(注) 1. 第10期から第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 第10期及び第12期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失のため記載しておりません。

3. 第10期から第12期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額のため記載しておりません。

4. 第10期及び第11期の包括利益及び1株当たり純資産額については、2024年4月30日に提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月	2022年 2月	2023年 2月	2024年 2月	2025年 2月	2026年 2月
営業収益 (千円)	2,598,273	3,848,678	4,818,392	5,321,946	5,948,011
経常利益 (千円)	175,277	977,126	1,205,581	746,305	1,001,242
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	137,128	712,090	10,626,622	552,351	746,205
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	422,023	443,706	467,710	479,187	484,467
発行済株式総数					
普通株式 (株)	9,028,850	9,133,500	9,204,850	9,247,500	9,264,500
A種優先株式	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000
B種優先株式	13,817	13,817	13,817	13,817	13,817
純資産額 (千円)	10,133,910	10,867,494	276,020	847,183	1,606,037
総資産額 (千円)	15,890,398	16,887,550	6,195,424	6,908,933	7,350,857
1株当たり純資産額 (円)	121.62	171.10	1,010.96	975.84	924.31
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()金額 (円)	5.56	48.93	1,185.85	30.96	51.82
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	5.27	47.96	-	30.63	51.50
自己資本比率 (%)	63.4	64.0	3.4	11.2	20.8
自己資本利益率 (%)	2.5	6.8	-	111.9	64.6
株価収益率 (倍)	613.50	33.62	-	36.30	10.58
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	168	199	242	285	314
(外、平均臨時雇用者数)	(12)	(19)	(24)	(25)	(32)
株主総利回り (%)	88.2	42.6	23.9	29.1	14.2
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(59.8)	(61.7)	(63.6)	(53.8)	(64.1)
最高株価 (円)	7,000	4,570	1,736	1,815	1,094
最低株価 (円)	3,075	1,279	814	731	446

- (注) 1. 第12期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので、記載しておりません。
3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第12期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であります。
6. 当社は配当を行っていないため、1株当たり配当額、配当性向については、それぞれ記載しておりません。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
8. 第10期及び第11期の1株当たり純資産額については、2024年4月30日に提出した有価証券報告書の訂正報告書に記載した数値であります。

2【沿革】

年月	概要
2012年3月	東京都千代田区に株式会社walkntalk設立
2012年12月	当社サービス「ビザスク」(セルフマッチング形式の現「ビザスクlite」)の 版運用開始
2013年7月	経済産業省「多様な「人活」支援サービス創出事業」を受託
2013年10月	当社サービス「ビザスク」(フルサポート形式の現「ビザスクinterview」及びセルフマッチング形式の現「ビザスクlite」)を正式リリース
2014年11月	株式会社walkntalkから株式会社ビザスクへ商号変更
2015年9月	当社本店を東京都千代田区から東京都新宿区へ移転
2016年9月	プライバシーマーク認証取得
2016年12月	「社内事業提案制度」の初支援案件として、帝人「One Teijin Award」の包括的支援プロジェクトを初受託
2017年2月	当社本店を東京都新宿区から東京都目黒区へ移転
2017年3月	東京都目黒区に本社を移転
2017年4月	海外対応専任チーム「VQ Global」を発足
2018年1月	オンライン・アンケート調査「エキスパートサーベイ」(現「ビザスクexpert survey」)を提供開始
2018年6月	経済産業省により「J-Startup」企業に選定
2018年12月	フルサポート形式「ビザスク」において社外メンターを活用して女性管理職育成を支援する女性管理職育成プランを提供開始
2019年6月	「ビザスクweb展示会」をリリース
2019年8月	当社サービス「ビザスク」のサービス名称を下記のとおり変更 フルサポート形式：「ビザスク」(英語名称は「VQ」) セルフマッチング形式：「ビザスクlite」
2019年12月	シンガポール共和国に駐在員事務所を設立
2020年1月	セルフマッチング形式「ビザスクlite」においてセルフマッチング形式のスポットコンサルを利用する企業向けにチームプランを提供開始
2020年1月	登録者数10万人(うち国内登録者数は約9万人)を突破
2020年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2020年4月	シンガポール共和国に現地法人「VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.」を設立
2020年12月	「ビザスクboard」をリリース
2021年1月	「ビザスク業務委託」を「ビザスクpartner」に改称
2021年11月	「Coleman Research Group, Inc.」を株式取得により完全子会社化
2022年4月	「ビザスクnow」をリリース
2023年7月	米国にてLife Scienceチームを立ち上げ、同分野でのエキスパート開拓も加速
2023年8月	米国のアリゾナ州フェニックスに拠点開設
2025年5月	英国に日本語対応チームを設置
2025年6月	「ビザスクtech」をリリース
2025年9月	「ビザスクdirect」をリリース
2025年12月	株式会社電通と事業開発コンサルティング領域において事業提携
2026年3月	名刺アプリ「Eight」とパートナー連携
2026年3月	「AI Scout」機能をリリース
2026年4月	株式会社博報堂と資本業務提携

3【事業の内容】

(1) ミッション

当社グループは「知見と、挑戦をつなぐ」をミッションに掲げ、知見プラットフォーム事業を展開しております。

近年、驚異的なスピードでテクノロジーが進化し、将来の予測が難しく変化の激しい事業環境となっているなか、スピーディーな問題解決やイノベーション創出のため、大企業から中小企業、ベンチャー経営者など、多様な顧客層において、既に文字化されたインターネット上にある情報だけではなく、十分に文字化されていない、個々人の経験に基づく活きたビジネス知見へのニーズが高まっております。

そこで、当社グループは、暗黙知であるためにこれまで共有は難しいとされてきたビジネス知見をデータベース化し、テクノロジーの力と高度なオペレーション・ノウハウを組み合わせることで、各業界・業務の実務経験を有し、現役世代からフリーランス・企業OB等多様なバックグラウンドを持つ国内外のエキスパート（注）の知見を、日米等のグローバルな顧客にマッチングするナレッジシェアのプラットフォーム（知見プラットフォーム）を提供しております。

当社グループは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

（注）「エキスパート」は、当社サービスにおいてビジネス知見を提供する個人のことを指しております。

(2) サービス概要

スタートアップから大企業まで、その規模に関わらず、企業活動においては新規事業や業務改革、投資等のための業界動向調査、ユーザーインタビュー、ベスト・プラクティス調査等の情報収集ニーズが常時発生しております。その際に、従来は、書籍や調査会社の発行するレポートを購入する、自社内の知見者にヒアリングする、あるいは知人経由で知見者にアプローチする等の手法が一般的でした。特に知見者へのヒアリングは情報収集において効果的であることは認識されつつも、自社の保有するネットワークには限界があるため、必要とされるスピードで適切な知見者にアプローチすることは容易ではないという課題が存在しておりました。

当社グループでは、顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するエキスパートと顧客をマッチングして知見提供取引が行われるプラットフォームを運営しております。知見提供取引は様々なシーンで活用されておりますが、具体例としては以下のとおりです。

- ・コンサルティング会社が業界全体に対する理解を深め、市場動向を確認するための調査
- ・投資ファンド・機関投資家などの金融機関が投資を検討する際の業界調査やデュー・デリジェンス
- ・事業法人が新規事業や新商材の開発・検討の過程で、新技術などについて理解を深めるための情報収集

当社グループのメインサービスである「ビザスクinterview」では、専任の担当者が顧客からの依頼事項（対象業界・エキスパートの属性・想定される質問・期限等）を確認し、当社サービスの登録者や外部ネットワークから適任者をリサーチし、顧客の要望に適合するかを必要に応じてエキスパートにも直接確認したうえで、顧客に対してエキスパートを提案し、知見提供取引の実施に向けたアレンジまで全面的にサポートします。当社は、このサービスを日本で本格的に開発・発展してきた先駆けであり、2012年3月の設立からこのサービスの普及に努め、市場を形成してまいりました。そうした中で、2020年4月にシンガポールにおいて子会社を設立、2021年11月に米国で同業を営むColeman Research Group, Inc.を買収し、グローバル展開を推し進めております。

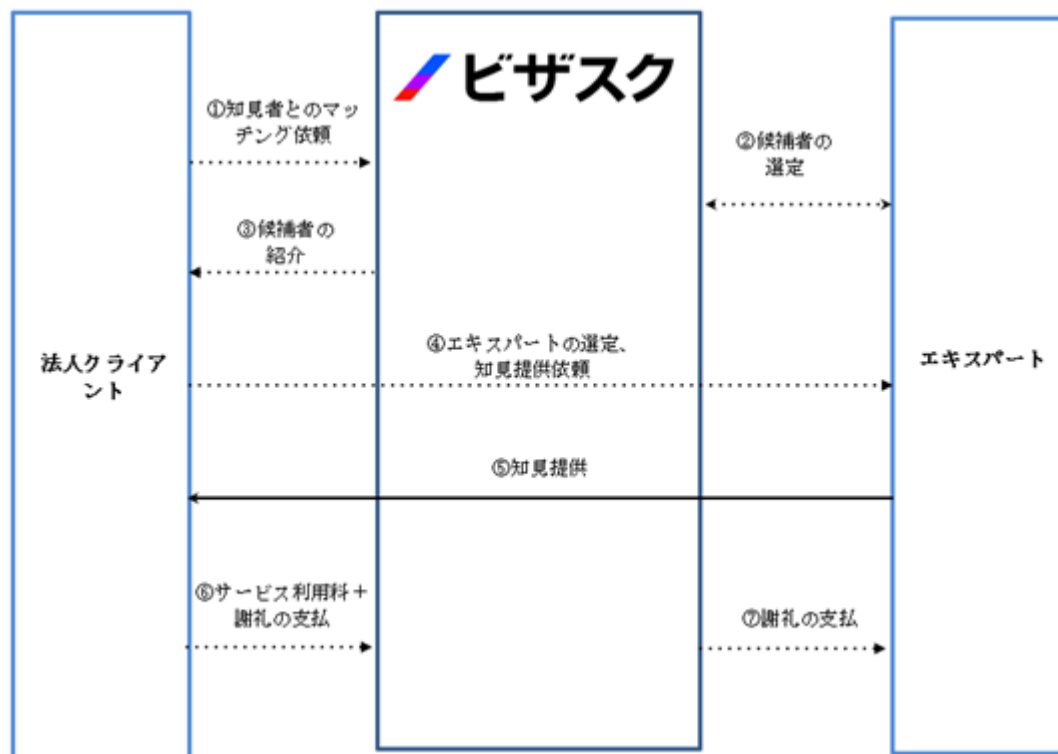
また、当社グループでは、これまでの事業運営で蓄積してきたエキスパートのデータベースを活用するべく、オンライン・アンケート形式で多数のエキスパートの知見を一度に収集することをサポートする「ビザスクexpert survey」「VISASQ/COLEMAN's Expert Surveys」や、数か月といった中長期の期間にわたりエキスパートがクライアントを支援する「ビザスクpartner」、当社グループのwebプラットフォーム上で利用者がエキスパート選定等のマッチングを自ら行い、エキスパートが知見提供取引を実施するセルフマッチング形式の「ビザスクdirect」、自社の製品や保有技術の新たな展開可能性を探るためのニーズ探索サービス「ビザスクweb展示会」、及び事業会社の調査設計からレポートの作成まで一貫した支援を提供する「ビザスクreport」、24時間以内に5名以上の有識者から回答を得ることができる「ビザスクnow」等、様々な形態で知見が共有・提供されるサービスを開発し、展開しております。

顧客は、ビジネス領域の知見を求める情報収集の際に当社サービスを活用することで、求めている情報にスピーディかつ効率的にアクセスし、当社サービスを活用しない場合と比べ、より多くの経験者の知見に基づく情報を得た上で判断をすることが可能となります。一方、マッチングされたエキスパートは、スポットコンサルやオンライン・アンケート等の様々な形態を通じて知見を提供し、顧客の問題解決やイノベーションの創出に貢献すると共に、エキスパート自身が持つ知見を再確認し、人生百年時代と言われる現在におけるキャリア・プランの一助として当社サービスを活用することができます。従って、当社サービスは顧客とエキスパート双方にとって意義のある情報サービスとなっていると考えております。

当社グループの「知見プラットフォーム事業」で提供している各サービスの概要は以下のとおりであります。

ビザスクinterview	顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するエキスパートと顧客の1時間単位のインタビュー/電話会議を設営するサービス
ビザスクexpert survey	オンライン・アンケート形式で、多数のエキスパートの知見を一度に収集することをサポートするサービス
ビザスクnow	業界動向や事例情報を有識者5名以上から原則24時間以内に得られるサービス
ビザスクpartner	幅広い業界のエキスパートが柔軟な時間設定でご支援
ビザスクproject	顧客企業の新規事業社内提案制度等において、「ビザスクinterview」や「ビザスクexpert survey」等を活用し、当社グループがプロジェクト型で顧客企業による新規事業の創出等を総合的に支援するサービス
ビザスクweb展示会	登録エキスパート全体から募る「アイデア募集」サービス
ビザスクboard	社外取締役、監査役のマッチング・サービス
ビザスクreport	調査設計からデスクトップサーチ、インタビュー、レポートの作成まで一気通貫で支援
ビザスクdirect	当社のwebプラットフォーム上で、顧客がエキスパートの選定からマッチングまでを自ら行い、スポットコンサルや業務委託の依頼、さらには正社員採用までが可能なセルフマッチング形式のサービス

(3) 事業系統図



- (注) 1. 当社グループでは、サービス利用料を営業収益として計上しております。
2. フルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサルサービス「ビザスク interview」を示した事業系統図ですが、その他のサービスについても類似した商流であります。
3. 上記はビザスクの連結グループの商流を示しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.(注)1	シンガポール共和国	350,000 シンガポールドル	日本国外における当社グループサービスの運営	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営。
(連結子会社) Coleman Research Group, Inc. (注)2	アメリカ合衆国	20,258.82 USD	日本国外における当社グループサービスの運営	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営。 被債務保証
(連結子会社) Coleman Research Limited	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	100 GBP	日本国外における当社グループサービスの運営	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営。
(連結子会社) VISASQ HONG KONG LIMITED	香港	1,000 HKD	日本国外における当社グループサービスの運営	100.0	日本国外における当社グループサービスの運営。

(注)1 . VISASQ SINGAPORE PTE. LTD. は現在清算手続き中であります。

- 2 . Coleman Research Group, Inc. については、営業収益(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結営業収益に占める割合が10%を超えており、特定子会社に該当します。なお、下記の金額は、各社における単体財務諸表に基づく金額であり、連結会社間取引や、その連結子会社を連結した数値ではありません。

主要な損益情報等

Coleman Research Group, Inc.

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 営業収益 | 4,852百万円 |
| (2) 経常利益 | 278百万円 |
| (3) 当期純利益 | 48百万円 |
| (4) 純資産額 | 1,186百万円 |
| (5) 総資産額 | 2,640百万円 |

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
全社(共通)	493	(32)
合計	493	(32)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート、契約社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 知見プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2026年2月28日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
314 (32)	31.2	2.8	5,479

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート、契約社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 知見プラットフォーム事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業等取得率、労働者の男女の賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注) 1.	男性労働者の育児休業等取得率(%) (注) 2.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1.		
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
36.2	100.0	78.5	82.9	102.7

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末時点において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「知見と、挑戦をつなぐ」をミッションに掲げ、グローバルなナレッジ・シェア・プラットフォーム「知見プラットフォーム事業」を展開しております。具体的には、1時間単位でピンポイントに知見提供を受けることができる「ビザスクinterview」の提供等の多様なサービスを通じて、各業界のエキスパートの知見を、新規事業やイノベーション、業務改善といったビジネス課題の解決のヒントを求める企業や個人へつなぐ、ビジネス知見に特化した知見プラットフォーム事業を運営しております。

グループ全体として、当社グループのミッションを実現していくため、知見データベースと顧客基盤の双方を拡充し、テクノロジーの力を活用して効率性やUI/UX（注）を改善しつつ、様々な形態の知見提供取引を利用者が安心して活用できるプラットフォームを構築することを目指し、優秀な人材の確保・育成や組織体制の整備・拡充に注力して参ります。

（注）UI（ユーザーインターフェース）とは、ユーザーとサービスの接点であり、両者間で情報をやり取りするための仕組みのことです。UX（ユーザーエクスペリエンス）とは、ユーザーがサービスを通じて受け取る体験やそれに伴う感情のことです。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは中長期的な企業価値の向上を達成するために、強固なプラットフォームを構築すべく、知見プラットフォームの規模を示す指標である取扱高の成長と、事業の本質的な収益力を示す調整後EBITDA（注）を重視しております。2030年2月期には、取扱高300億円以上を目指しております。

（注）調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費＋株式報酬費用－減損損失に計上したソフトウェア開発コスト

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社は、2012年3月の設立以来、一貫して知見プラットフォーム事業を展開してまいりました。この事業の中核となる「ビザスクinterview」は、当社が日本において有力な地位を築いており、このサービスの開発・発展を通じて、当社事業の市場を形成してまいりました。また、2021年11月には、米国で同業を営むColeman Research Group, Inc.を買収しております。これにより、日本と米国を中心とする顧客及びエキスパートのデータベースを活用することが可能となっております。

当社の主力サービスである「ビザスクinterview」などを利用する主要な顧客層は、主に海外における同業他社のサービスを利用してきたコンサルティング・ファームやアクティブ投資家が従来型の顧客層である中、当社は日本の製造・IT・ヘルスケア等の企業に顧客層を拡大させ、これらの企業群の様々な調査ニーズや施策等の実行段階において必要となる専門的な人的リソースに関するニーズを満たすプロダクトを開発し、展開しております。さらに、人的リソースに関するニーズは近年において特に高まっており、当社のミッションである「知見と、挑戦をつなぐ」の実現のためには、新たなプロダクトを開発する必要があると認識しており、昨今において検討を進めております。

こうした事業戦略の中、当社グループでは、知見プラットフォーム事業のサービスを活用する事業領域を、2026年2月期から「国内事業法人」領域、「コンサル・金融（国内顧客）」領域、「コンサル・金融（海外顧客）」領域の3つに区分して、それぞれの事業領域や顧客特性に応じた事業戦略を展開しております。

国内事業法人における事業戦略

国内事業法人の主要な顧客層は、国内の製造業、Sler、ベンチャー企業等であり、特に、研究開発や事業開発を行っている大手製造業が中心であります。これらの顧客は、当社グループのコア・サービスである「ビザスクinterview」のほか、「ビザスクexpert survey」、「ビザスクreport」、「ビザスクdirect」、「ビザスクpartner」など、多くのサービスを活用しております。

国内事業法人の事業環境は、当社事業の関連市場である調査領域の市場規模が約3.7兆円（総務省統計局 2025年（令和7年）科学技術研究調査による社外研究費及び一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会によるインサイト産業売上高の合計）、コンサルティング市場の市場規模が約1兆円超（IDC Japan, 2025年12月「国内ビジネスコンサルティング市場予測、2024年～2029年」のうち、2029年のビジネスコンサルティング市場の予測）となっており、このほか、人件費や採用費に関する市場の一部に対して当社の知見プラットフォームを活用する新たなプロダクトを展開しており、大きな潜在市場が存在しております。なお、当社事業の市場規模については、当社グループが自ら市場を発展・形成してきている過程にあり、当社が有力な地位を築いているものと考えておりますが、投資者の投資判断に資する情報として、関連市場あるいは潜在市場を記載することとしております。

このような事業環境のもと、当社グループは、日本における圧倒的なエキスパート網、多様なサービスラインナップ、海外調査ニーズに対応するグローバルな拠点網を強みとしており、他の国内プレイヤーのエキスパート

網が限定的であることや小規模なプレイヤーが多く、また、海外プレイヤーにおいては、国内事業会社へのリーチが限定的であること、国内エキスパート網も限定的であること、インタビュー以外の主要サービスが十分発展していない状況であり、こうした他のプレイヤーと比較して、当社グループは競争優位性を発揮して事業を展開しております。

こうした状況のもと、国内事業法人の業績推移は以下の通りであります。

	取扱高	営業収益
2022年2月期	1,837百万円	995百万円
2023年2月期	3,143百万円	1,758百万円
2024年2月期	4,034百万円	2,349百万円
2025年2月期	4,478百万円	2,677百万円
2026年2月期	4,793百万円	2,988百万円

(注) 管理会計上の数値であり、会計監査の対象外

コンサル・金融（国内顧客）及びコンサル・金融（海外顧客）

コンサル・金融（国内顧客）の主要な顧客層は、日本におけるコンサルティング・ファーム、機関投資家及びプライベート・エクイティであり、これらの顧客は、当社グループの「ビザスクinterview」及び「ビザスクexpert survey」等を既に活用しております。

コンサル・金融（国内顧客）の事業環境は、ビジネスコンサルティング市場の力強い成長のもと堅調に成長しております。国内ビジネスコンサルティング市場の規模は、2024年に7,987億円に到達しており、こうした背景のもと、グローバルENSも拡大を継続しております（IDC Japanの公表データから当社作成）。

コンサル・金融（海外顧客）の主要な顧客層は、海外におけるコンサルティング・ファーム、機関投資家及びプライベート・エクイティであります。グローバルコンサルティング市場の規模は、2025年において5,110億米ドルに達しており（Customer Market Insightsの公表データから当社作成）、グローバルENS市場も直近では年間12%の成長があったとの調査もあります（Inex Oneによる調査。2023年から2025年のExpert Network Service市場の年平均成長率）。

このような事業環境のもと、当社グループは、日・米をマザーマーケットとするエキスパート網、グローバルなリクエストに対応することのできる拠点網、並びに高度なオペレーションに基づくスピーディーな対応力を有している中、国内ではすでに強固なポジショニングがあり、海外では業界初期から活動していることによる知名度があります。特に国内では、他の欧米のプレイヤーが欧米市場を中心としたエキスパート網であることや日本に拠点が無い或いは小さいことと比較して、当社グループはユニークなポジションを築いております。

このような強みを活かし、国内では既存の強みを生かしていくとともに、海外エキスパートに対する需要を獲得してシェアを高めていく戦略としております。海外では、アクティブユーザー数の増加に向けた営業活動の再強化、生成AI活用のための投資、インセンティブ設計の見直しや生産性向上のためのトレーニング実施等を進めてまいります。

こうした状況のもと、コンサル・金融（国内顧客）の業績推移は以下の通りであります。

	取扱高	営業収益
2022年2月期	2,051百万円	1,412百万円
2023年2月期	2,769百万円	1,982百万円
2024年2月期	3,331百万円	2,401百万円
2025年2月期	3,650百万円	2,622百万円
2026年2月期	4,051百万円	2,933百万円

(注) 1. ビザスクがこれまで取引を行ってきた海外機関投資家等の収益が含まれております

2. 管理会計上の数値であり、会計監査の対象外

次に、コンサル・金融（海外顧客）の業績推移は以下の通りであります。

	取扱高	営業収益
2022年2月期	6,797百万円	4,901百万円
2023年2月期	6,471百万円	4,639百万円
2024年2月期	5,743百万円	4,215百万円
2025年2月期	6,248百万円	4,435百万円
2026年2月期	5,693百万円	4,056百万円

(注) 1. 上記に含まれるColeman社の業績は各会計期間における期中平均の為替レートを用いて日本円換算
2. 管理会計上の数値であり、会計監査の対象外

直近では地政学リスクの高まり、金融市場のボラティリティの高まりや雇用環境の変化など、特に米国において事業環境が不透明であります。こうした中、サービスデリバリー体制の強化により中長期的な競争優位性を確保することを通じて、収益性を向上させてまいります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

人材獲得及び人材育成

人材の確保は当社グループの成長の基礎であり、優秀な経営陣及び従業員の獲得や、在籍しているメンバーのスキル向上は、高い事業成長を維持していくために必要かつ、重要な課題の一つであります。採用市場は近年逼迫しておりますが、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、従業員の獲得を推進して参ります。また、人員の拡大とともに組織化を進め、事業における中核的な人材を育成すると共に、教育制度等を拡充し、人材の成長をサポートして参ります。

業務プロセスの改善と、これによる収益性の向上

当社グループの各業務は、プロセス・ルールの高度化やシステム投資を進めることにより、効率化できる余地があると考えております。今後、システム開発メンバーの採用、情報システムへの投資による各業務システムの機能向上と共に、内部統制を具備した業務の標準化を推進することで、各業務の効率化を進め、当社事業の収益性の向上を図って参ります。

個人情報保護の対応

大規模プラットフォーム事業者の個人情報の取り扱いと保護に対し、近年世界中で高い関心が寄せられています。当社は、情報そのものの保護の観点から情報セキュリティ・システムを強化するとともに、欧州GDPR(注)に代表される各国の個人情報保護に対する法体制の整備に留意し、個人情報保護の社内体制整備を進めて参ります。

(注)「欧州GDPR」とは、EU一般データ保護規則(General Data Protection Regulation:GDPR)のことであり、これは欧州連合(EU)における新しい個人情報保護の枠組みであり、個人データ(personal data)の処理と移転に関するルールを定めた規則です。

海外展開の対応

当社グループは、「知見と、挑戦をつなぐ」というミッションの実現に向け、今後、投資効率を意識しつつ、積極的に海外展開を図っていく方針であります。海外展開にあたっては、当社グループが国内で培ったオペレーションやシステム等のノウハウと、Coleman Research Group, Inc.の買収の経験を活かしつつ、各地域の文化や法規制等を踏まえてサービスをカスタマイズし、事業の拡大を図って参ります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループは「知見と、挑戦をつなぐ」というミッションmissionを掲げ、社会に存在する様々なミッションと世界中の知見を最も効果的につなぐグローバルプラットフォームを創ることで、事業活動を通してより良い未来へ貢献することができると考えております。

(1) ガバナンス

当社では、サステナビリティ全般に関するリスクおよび重要事項は、経営会議で協議された内容に基づき、取締役会にて議論することとしております。当社は事業活動を通して、持続可能な社会に貢献できるものと考えております。そのために、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

(2) 人的資本に関する戦略

当社グループは「組織、世代、地域をはじめとするあらゆる障壁を越え、様々なミッションと世界中の知見を最も効果的につなぐグローバルプラットフォームを創り、より良い未来へ貢献する」というビジョンを実現すべく、性別、国籍、人種、年齢等に関わらず、様々なスキルやバックグラウンドを持つ社員がその個性や強みを発揮し続けられる組織作りを推進しています。

具体的には、下記に記載のような取り組みを通じて、持続的に多様な価値を創造し続けることのできる組織を目指しております。

<施策>

採用

労働市場における人材獲得競争が激化する中、当社は事業成長を牽引する人材の確保を経営の最重要課題の一つと位置づけています。当社のミッション・ビジョン・バリューに深く共感し、圧倒的な当事者意識を持って自らの成長と事業のスケールを両立させようとする意欲的な人材を、新卒・中途を問わず積極的に採用しています。当社のグローバルプラットフォームは現在も拡大・発展の途上にあり、社員自らが事業を創り上げる余地が大きく残されています。そのため採用においては、未知の領域への好奇心と、結果に対する強いコミットメントを持ち、チームでの成果を重視する人材を求めています。「オープンな議論」「違いを強さとする多様性」「年次に関係なく挑戦できる環境」といったカルチャーを強みとし、成長意欲の高い優秀な人材を持続的に獲得しております。

人材育成

社員一人ひとりがプロフェッショナルとして専門性を発揮し、事業貢献を通じて自己成長を実現できる環境を整備しています。目標管理にはMG（ミッショングレード）制を導入し、半期ごとに「目標設定・評価・フィードバック」のサイクルを回すことで、納得性の高い評価と成長を促す仕組みを運用しています。評価制度自体も、事業環境の変化に合わせて随時最適化を図っております。

また、上長との定期的な1on1による継続的な対話や、入社時のオンボーディングおよび管理職任用時の研修、その他必要に応じて定期的に各種研修を実施するなど、社員の早期戦力化とスキルアップを支援しております。

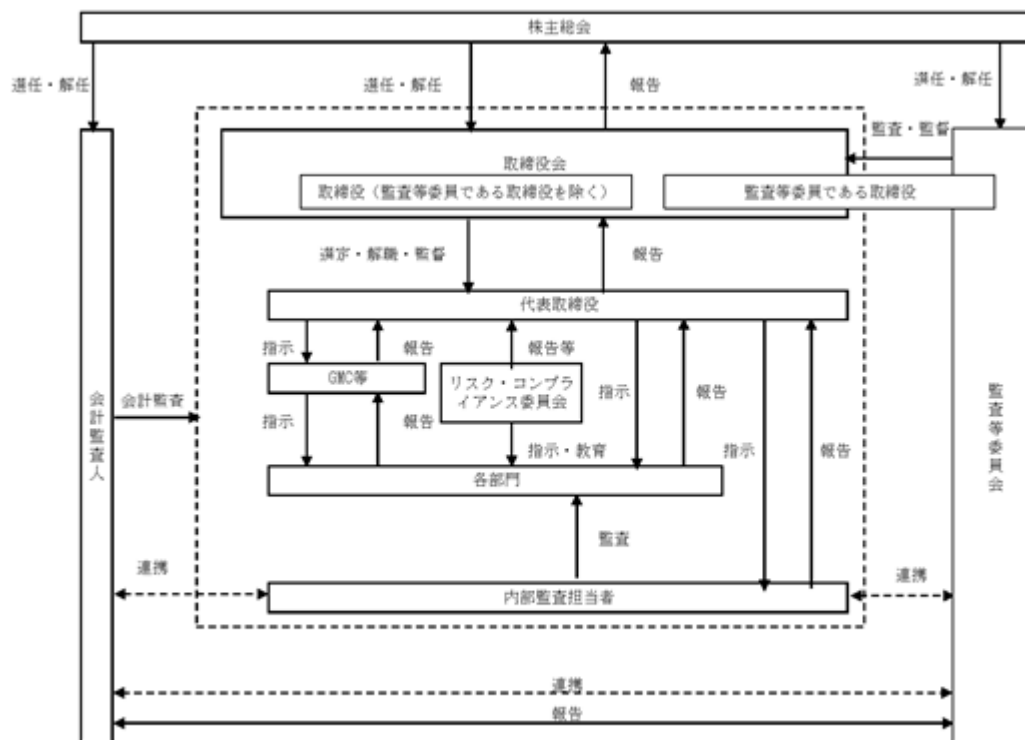
従業員エンゲージメント

従業員エンゲージメントの向上につきましても、組織運営にかかる重要な要素であると認識しております。組織風土の観点では、ミッション・ビジョン・バリューの浸透を重視しており、バリューを最も体現した社員を表彰する全社イベント「VISASQ AWARDS」の実施などを通じて、社員がバリューを日頃から意識して行動に活かせる文化醸成を推進するとともに、組織全体の一体感と士気の向上を図っています。

また、働き方の面では、人材育成や組織知の共有の観点から対面コミュニケーションを重視しています。ビジネス職は週3日以上、開発職は週1日以上の出社を基本としつつ、出社日以外は自宅等で働くことも可能とする柔軟なハイブリッド勤務体制により、パフォーマンスの最大化を図っています。さらに、社員のキャリア志向やライフステージの変化に応じ、「マネジメントコース」と「スペシャリストコース」という複線的なキャリアパスを用意し、多様な人材が長期的に活躍できる環境を整えております。

(3) リスク管理

当社ではリスク・コンプライアンス委員会を原則四半期に一度（必要に応じて臨時機動的）開催しており、法令順守の状況や啓もう活動などのコンプライアンス体制の充実に向けて議論を実施しております。重要なリスクについては、取締役会にて報告、協議しております。



(4) 指標及び目標

当社グループでは、2024年4月に発表した「中期経営計画」の通り、人材の育成・強化に取り組み、成長戦略の実現及び企業価値向上に繋げてまいります。

また、弊社は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画として、下記の内容を公表しております。

1. 計画期間 2025年1月1日～2028年3月31日

2. 当社の課題 ビザスクでは女性社員比率52.10%、女性管理職比率31.82%と全国平均と比較して高い水準を保っている。また、産休・育休取得率100%となっている。一方で育休取得者は長期間会社の情報から離れるために、自身が復帰する場合にどのようなキャリアが選択できるか迷うことが多い。この状況を踏まえて会社の変化について定期的に伝達し、育休取得者の希望も定期的にヒアリングする仕組みを構築し、育休取得者が復帰時に希望するポジションを準備することが必要となる。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1：定期接点の仕組み化と接点の内容のコンテンツ設計

取組内容： - 育休取得者が育休取得期間中に欲しい情報や会社と接点を取りたいタイミングの洗い出し - 接点を取るための仕組みの設計 - 接点時の対話内容の設計

実施時期： 2025年1月1日～2025年3月31日

目標2：復帰率100%、復帰後の希望ポジション配属率80%以上

取組内容： - HRによる育休復帰前キャリア面談の設定 - 希望に応じたポジション復帰後の事業部によるフォロー体制の構築

実施時期： 2025年3月31日～2028年3月31日

3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本書提出日現在の事項であり、将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、全ての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(1) 経済環境について

当社グループの知見プラットフォーム事業においては、ビジネス領域の知見を求める顧客に対して、エキスパートの知見提供が行われるプラットフォームを国内外で展開しております。日本経済と当社事業の関係では、我が国における構造的な課題である少子高齢化に端を発する働き方改革の促進や、イノベーションなどの活発化を背景としたビジネス領域の知見へのニーズの高まりは今後も継続していくものと想定しております。米国経済と当社事業の関係においても、ビジネス領域の知見に対するニーズは高く、日本に比べて米国では当社と類する事業を営む企業が複数あり、すでに一定の市場性が確立しております。また、当社グループでは、登録者の増加やデータベースの拡充及び顧客体験の向上等により顧客満足度を高め、経済環境に左右されないように努めております。しかしながら、経済環境が急激に悪化した場合には、顧客の需要が想定以上に減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 知見プラットフォーム事業への依存について

当社グループの営業収益は、知見プラットフォーム事業のみによる収益となっております。今後も積極的な営業施策や広告宣伝による顧客や登録者の増加、提供サービスの拡充、事業規模拡大を通じた認知度向上等により、収益規模は拡大していくものと考えておりますが、新たな法的規制の導入や改正、その他予期せぬ要因によって、想定通りに知見プラットフォーム事業が発展しない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 競合について

当社グループの知見プラットフォーム事業は、同種のビジネスを展開している国内外の企業と競合が生じております。

当社グループは、国内外を合わせて80万人超の各業界や各業務において実務経験を有しているエキスパート層を有し、その幅広い領域の知見やノウハウを取りまとめた更新頻度の高いデータベースを活用し、様々なサービスを提供しております。質・量ともに充実したデータベースを保有していることは、当社グループの競争優位性の源泉となっております。

特に、日本人エキスパートの知見のデータベース化は難易度が高く、当社グループが優位にあるものと考えております。こうした点から、日本における知見データベースの構築に関しては当社グループが先行しており、有意な参入障壁を築いているものと認識しております。また、海外で同種の事業を展開している企業は、当社グループ以上の収益規模を有する企業がありますが、当社グループが有する日本人エキスパート・日本企業の顧客基盤は当社グループに固有の経営資源であり、この点で当社グループが独自の価値提供を行うことが可能であります。そのほか、世界的規模で顧客の良好な体験に資する人的投資・システム開発投資を行っていることも、当社グループの市場における競争優位性につながるものと考えております。

しかしながら、今後、競合他社による新たな付加価値の提供等により当社グループの競争力が低下した場合には、価格競争や取引量の減少等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) サービスの安全性、健全性について

当社グループは、電話や対面での面談等を通じてビジネス知見の提供を受けることができるプラットフォームを提供しておりますが、エキスパートが意図せず、守秘義務に服している情報(注)を顧客に提供してしまう可能性があります。そのため当社では、当社の担当者が顧客から依頼を受領した際に、依頼内容において不適切と思われる事項があれば指摘・確認する等の対応を行うとともに、エキスパートへの定期的なトレーニングを行い、知見提供取引において取扱いに留意すべき情報について注意喚起をし、さらに、マッチング時には守秘義務の遵守に留意するようエキスパートに申し添える等の対策を講じることで、不適切な情報の授受の未然防止に努めております。また、「ビザスクdirect」のスポットコンサルでは、Web掲示板への投稿により顧客とエキスパートが直接コミュニケーションを図りマッチングが行われておりますが、キーワードによる自動検出を含め、当社の担当チームがすべての投稿内容を事後的に検閲し、不適切な投稿を発見した場合には削除を行う等、健全なサービス運営に努めて

おります。その他のサービスにおいても、サービスの安全性や健全性を維持するために必要と思われる体制を整備しております。

また、当社グループでは、Webサイト上に掲示する利用規約において、第三者の権利を侵害する行為や虚偽の情報の登録、エキスパートが所属する企業・団体等の内部規則等に違反する行為の禁止を明記するとともに、違反者に対してはサービスの利用停止や登録の抹消等の厳正な対応を講じる方針であることを明確にしております。さらに、健全なプラットフォームの維持・運用にあたり、謝礼はエキスパートの実名で登録された本人名義の銀行口座へ振込を行うこととしております。

上記のように当社グループでは、提供するサービスの安全性、健全性を維持するために十分な体制を整えていると考えており、また、サービスの構築時においては外部の弁護士を通じて関連する法規制への該当性に関して検証して参りました。しかしながら、これらの施策を講じたにもかかわらず、ルールを逸脱したコミュニケーションが行われることにより情報漏洩や不適切な情報の授受等が行われた場合には、当社サービスの信用力低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(注)一般的には、就業規則や秘密保持契約等で定められている情報や、秘密として管理することが明示されている情報等が該当すると考えられます。例えば、事業戦略、事業計画、財務情報、取引先情報、顧客名簿、及び個人情報等があげられます。

(5) システムトラブルについて

当社の事業は、インターネット接続環境の安定的な稼働を前提として行われております。当社グループでは、継続的かつ安定的な事業運営を行うため、システム強化及びセキュリティ対策を行っておりますが、自然災害や事故等何らかの理由によりシステムトラブルが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

当社グループは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」等の法的規制を受けております。

当社グループは、これらの法規制等を遵守した運営を行ってきており、今後も法令等の遵守を徹底する体制及び社内教育を行って参りますが、今後、新たな法令の制定や既存法令における規制強化等がなされ、当社の事業が制約を受ける場合、もしくは万が一法令等遵守体制が機能しなかった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報について

当社グループは、事業運営にあたり多くの個人情報を保有しております。それを踏まえ、「個人情報の保護に関する法律」(平成17年4月施行)の規定に則って作成したプライバシーポリシー等の社内規程に沿って個人情報を管理し、また、従業員に対する個人情報の取り扱いに関する教育を行い、個人情報の適切な取り扱いに努めております。

しかしながら、何らかの原因により個人情報が外部に流出した場合は、当社グループの信用低下を招くとともに損害賠償請求訴訟の提起等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 知的財産権について

当社グループは、現在、他社の知的財産権を侵害している事実は認識しておりません。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立していることにより当社の事業運営が制約を受ける場合や第三者の知的財産権侵害が発覚した場合などにおいては、信用失墜や損害賠償請求等が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 人材の確保・育成について

当社グループは、今後の事業拡大のために優秀な人材の確保及び育成が重要な課題であると認識しており、積極的に人材を採用するとともに人材の育成に取り組んでいく方針であります。

しかしながら、当社グループが求める人材を適切な時期に確保、育成できなかった場合、また、社外流出等何らかの事由により既存の人材が業務に就くことが困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 特定の経営者への依存について

当社の代表取締役CEO端羽英子は、当社の創業者であり、経営方針や事業戦略等について、当社の経営の重要な役割を果たしております。現在、当社グループでは同氏に過度に依存しないよう、内部管理体制の整備、人材の育成を行うなど体制の整備に努めておりますが、現在の状況においては、何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を遂行することが困難となった場合には、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 社歴が浅いことについて

当社は2013年10月にサービスを正式リリースした社歴の浅い会社であります。当社は現在、成長過程にあると認識しており、今後も当社の成長のための投資が必要となり、一時的に損益が悪化する可能性があります。その過程で、第6期（2018年2月期）以前の業績は、事業の立ち上げ段階であったことなどから当期純損失を計上しており、また、第10期（2022年2月期）ではColeman Research Group, Inc.の買収に伴い生じた買収関連費用等により、第12期（2024年2月期）では同社に関するのれん等の無形資産を減損したことにより当期純損失を計上しております。当社は、今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示していく方針であります。過年度の経営成績のみでは、今後の当社グループの業績や成長性を判断するためには不十分である可能性があります。

(12) 配当政策について

当社グループは、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来配当を実施しておらず、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

(13) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は当社グループの役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。また、Coleman Research Group, Inc.の買収を目的として発行する種類株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使が行われた場合にも、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在、Coleman Research Group, Inc.の買収を目的として発行する種類株式及び新株予約権並びに当社役員向けに発行している新株予約権を含む潜在株式数は3,380,349株であり、発行済株式総数（種類株式及び自己株式を含む）9,353,317株の約36%に相当しております。

(14) 新規サービスについて

当社グループは、知見プラットフォーム事業において、知見を提供しているエキスパートの経歴や知見等のデータベースを構築しており、そのデータベースを活かして、新たなサービスを開発し、顧客の多様なニーズを取り込み、収益源の複線化を進めております。具体的には、2018年1月より「ビザスクexpert survey」、2019年6月より「ビザスクweb展示会」、2020年12月より「ビザスクboard」、2022年4月より「ビザスクnow」、2025年6月より「ビザスクtech」、2025年7月より「ビザスクdirect」の提供を開始いたしました。また、当社グループは、今後も事業規模の拡大と収益の多様化を図るため、同様に当社グループのデータベースを活用し、積極的に新規サービスに取り組んでいく方針であります。

しかしながら、新規サービスが計画通りに進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(15) 海外展開について

当社グループは国内、米国、英国、シンガポール、香港において事業を展開しておりますが、今後も継続してこれらの国における事業成長を企図した取り組みを進め、また、他の国または地域における事業展開も検討して参ります。海外展開においては、為替変動、進出国の経済動向、政情不安、法規制の変更など多岐にわたるリスクが存在し、当社グループはこれらのリスクを最小限にすべく十分な対策を講じたうえで事業展開を進めていく方針ですが、予測困難なリスクが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) M & A等の投資について

当社グループは、今後の事業拡大等を目的として、国内外を問わずM & A、出資、子会社設立等の投資を事業展開の選択肢の一つとして考えております。これらの投資の実行に際しては、ビジネス・財務・法務等に関する詳細な検討を行い、各種リスクの低減に努める方針であります。

これらの投資の実行のための検討費用が発生する場合、または、これらの調査で確認・想定されなかった事象がこれら投資の実行後に判明あるいは発生することや、市場環境の変化等により投資先の事業展開が計画どおりに進まないことにより投資を回収できない場合や、減損を計上することになる場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。なお、Coleman Research Group, Inc.の買収時に計上したのれん等の無形資産について、2024年2月期においてその全額を減損損失により減額しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当社グループは、「知見と、挑戦をつなぐ」をミッションに掲げ、知見プラットフォーム事業を展開しております。

当連結会計年度における我が国経済は、米国における通商政策や外交政策により、地政学的リスクが上昇しているものの、政府による経済政策等により総じて緩やかに回復しております。そうした中、大企業と中小企業ともにAIの台頭に伴い、ソフトウェアや情報機器などへの投資需要が強く、中長期視点の投資が着実に進むだろうとみられています。海外の経済状況は、米国による関税政策や金利政策の不透明さがあるものの底堅く推移しております。

国内事業法人事業（国内における事業会社を主要顧客とする事業領域）は、前年同期間と比べて約7%の取扱高成長となりました。多様なプロダクトの展開やAIも活用した組織的な営業推進を通じて、顧客内の需要を掘り起こす取り組みを進めております。

コンサル・金融（国内顧客）事業（国内におけるコンサルティング・ファーム、金融機関等を主要顧客層とする事業領域）は、前年同期間と比べて約11%の取扱高成長となりました。主要顧客であるコンサルティング・ファーム等における好調な需要を背景として、国内外エキスパートのマッチングが増加しております。

コンサル・金融（海外顧客）事業（海外におけるコンサルティング・ファーム、金融機関等を主要顧客層とする事業領域）は、前年同期間と比べて約9%の取扱高成長となりました。米国における通商政策等や地政学的リスクの上昇により経済状況が不透明な状況が続いておりますが、AIの活用などを通じた収益性回復などの施策を行っております。

以上の結果、当連結会計年度末時点における取扱高（1）は知見プラットフォーム事業全体で14,535百万円となりました。

また、当連結会計年度における営業収益は9,974,670千円（前年同期比2.0%増）、営業利益1,341,141千円（前年同期比9.3%増）、経常利益1,404,403千円（前年同期比15.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益891,901千円（前年同期比86.9%増）、調整後EBITDA（2）は1,161,904千円（前年同期比11.3%増）となりました。

なお、当社グループは知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（1）取扱高：当社の知見プラットフォーム事業において当社が顧客から得た対価（知見提供取引毎に顧客と合意した値引控除前の数値であり、エキスパートへの謝礼を含みます）の合計

（2）調整後EBITDA：営業利益＋減価償却費及びのれん償却費＋株式報酬費用－Coleman社ソフトウェア開発費に関する減損損失

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における流動資産は7,554,196千円となり、前連結会計年度末に比べ400,657千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が392,093千円増加したことによるものであります。

また、当連結会計年度末における固定資産は537,427千円となり、前連結会計年度末に比べ180,348千円増加いたしました。これは主に、繰延税金資産、建物附属設備がそれぞれ、68,843千円、59,788千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は8,091,624千円となり、前連結会計年度末に比べ581,005千円増加いたしました。

（負債）

当連結会計年度末における流動負債は6,173,444千円となり、前連結会計年度末に比べ2,016,920千円増加いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が1,874,062千円増加したことによるものであります。

また、当連結会計年度末における固定負債は104,764千円であり、前連結会計年度末に比べ2,383,833千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が2,373,812千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は6,278,209千円となり、前連結会計年度末に比べ366,912千円減少いたしました。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,813,415千円となり、前連結会計年度末に比べ947,918千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益891,901千円を計上したことに伴う利益剰余金の増加等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は5,003,357千円となり、前連結会計年度末と比べ396,705千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果による収入は1,292,027千円(前連結会計年度は927,720千円の収入)となりました。収入の主な内容は、税金等調整前当期純利益の計上1,149,747千円、減損損失254,135千円、契約負債の減少額56,611千円、法人税等の支払額177,806千円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果による支出は382,991千円(前連結会計年度は269,828千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出237,708千円、有形固定資産の取得による支出132,689千円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果による支出は519,747千円(前連結会計年度は435,996千円の支出)となりました。これは、主に、長期借入金の返済による支出499,750千円によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

b. 受注実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
知見プラットフォーム事業	9,974,670	102.0
合計	9,974,670	102.0

(注) 1. 当社グループの事業セグメントは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであります。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)		当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
マッキンゼー・アンド・カンパニー・ インコーポレイテッド・ジャパン	1,109,040	11.3	-	-

3. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表の作成において、会計方針の選択・適用及び損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

経営成績等に関する認識及び分析・検討内容

(営業収益)

当連結会計年度における営業収益は、9,974,670千円となりました。主な要因は、当社のメインサービスであるフルサポート形式「ビザスク」のスポットコンサルサービス「ビザスクinterview」や「ビザスクexpert survey」、「ビザスクpartner」などが大きく成長したことにより、取扱高が増加したことによるものであります。その背景には、プロフェッショナル・ファームや事業法人の既存クライアントを中心とした平均的な取扱高の増加や、法人クライアント口座数の増加があります。

(営業費用)

当連結会計年度における営業費用は、8,633,528千円となりました。主な要因は、事業の拡大に伴う積極的な採用活動による人件費の増加や、これによる採用費の増加、及びマーケティング活動の拡大による広告宣伝費及び関連ツールの利用料による支払手数料等の増加によるものであります。

(営業外損益)

当連結会計年度における営業外収益は、130,223千円となりました。主な要因は、受取還付金が46,617千円、受取家賃が38,275千円発生したことによるものであります。また、当連結会計年度における営業外費用は、66,960千円となりました。主な要因は、借入金による支払利息が52,982千円発生したことによるものであります。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、891,901千円となりました。これは主に、経常利益が1,404,403千円であったこと、Coleman社の有形固定資産及び無形固定資産に関する減損損失が254,135千円発生したこと、法人税、住民税及び事業税が327,243千円発生したことによるものであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、エキスパートへの謝礼のほか、人件費、採用費、広告費及び支払報酬などの営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、基本的には業務に利用する情報関連機器です。

運転資金及び投資資金は、自己資金のほか、増資、金融機関からの借り入れにより調達しております。当連結会計年度末の借入金の合計残高は2,373,812千円となっており、全額が1年内返済予定の長期借入金であります。当連結会計年度末の現金及び現金同等物は5,003,357千円であり、十分な短期流動性を確保しております。

5【重要な契約等】

2024年4月1日前に締結された金銭消費貸借契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額（米国会計基準ASU2016 - 02の適用により認識した使用权資産を除く）は、建物附属設備56,218千円、工具、器具及び備品59,849千円であります。主に、本社増床工事、人員の増加に伴う情報機器の取得等によるものです。なお、当社グループは、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントに関連付けた記載はしていません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	知見プラットフォーム事業	本社設備及び情報機器	61,572	54,364	115,937	314 (32)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、パート、契約社員及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,651,183
A種種類株式	75,000
B種種類株式	13,817
計	30,740,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年2月28日)	提出日現在発行数(株) (2026年5月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	9,264,500	9,269,800	東京証券取引所 グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種種類株式	75,000	75,000	非上場	単元株式数は1株であります。(注)2
B種種類株式	13,817	13,817	非上場	単元株式数は1株であります。(注)3
計	9,353,317	9,358,617	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、2026年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 当社の定款「第2章の2 A種種類株式」において、A種種類株式については次のとおり定めております。

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第11条の2 (A種優先配当金)

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 (A種優先配当金の金額)

(a)A種優先配当金の額は、100,000円(以下、本章において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b)上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(当会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

3 (非参加条項)

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4（累積条項）

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。また、第2項(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、第11条の10第1項に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（残余財産の分配）

第11条の3（残余財産の分配）

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11条の10第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日（以下、本章において「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われず、A種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2（非参加条項）

A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3（日割未払優先配当金額）

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

（議決権）

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（金銭を対価とする取得請求権）

第11条の5（金銭対価取得請求権）

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

2（A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額）

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3（金銭対価取得請求の効力発生）

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の6(普通株式対価取得請求権)

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、次項に定める数の普通株式(以下、本項において「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

2(A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3(当初取得価額)

取得価額は、当初3,724円とする。

4(取得価額の調整)

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本項において「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本項において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}} \times \frac{\text{1 株当たり} \\ \text{払込金額}}{\text{普通株式 1 株当たりの時価}}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)本条に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及びB種種類株式の発行、並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

5（普通株式対価取得請求の効力発生）

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当会社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6（普通株式の交付方法）

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の7 当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

（譲渡制限）

第11条の8 A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の9 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（優先順位）

第11条の10 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（以下に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

3. 当社の定款「第2章の3 B種種類株式」において、B種種類株式については次のとおり定めております。

第2章の3 B種種類株式

（剰余金の配当）

第11条の11（B種優先配当金）

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。）に対し、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 (B種優先配当金の金額)

(a)B種優先配当金の額は、100,000円(以下、本章において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(第4項に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b)上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、各B種種類株主に対して当該配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数を当該配当基準日の終了時点において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

3 (非参加条項)

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(次項に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

4 (累積条項)

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、第2項(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、同項(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、同項(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、同項(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本項に従い累積した金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の19第1項に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(残余財産の分配)

第11条の12 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第11条の19第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本章において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われず、B種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2 (非参加条項)

B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3 (日割未払優先配当金額)

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)

(議決権)

第11条の13 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

2 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の14 (金銭対価取得請求権)

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本条において「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

2 (B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額)

B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 (金銭対価取得請求の効力発生)

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が当会社の定める金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の15 (普通株式対価取得請求権)

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、次項に定める数の普通株式(以下、本項において「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本条において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

2 (B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、次項及び第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本項の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

3 (当初取得価額)

取得価額は、当初3,724円とする。

4 (取得価額の調整)

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、本項において「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、本項において「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数} \\ \text{- 当社が保有する} \\ \text{普通株式の数)} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権（当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。）の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）とする。

(e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f)本条に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及びA種種類株式の発行、並びに 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

5 （普通株式対価取得請求の効力発生）

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が当社の定める普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

6 （普通株式の交付方法）

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の16 当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本条において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本条において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は第11条の12第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。

（譲渡制限）

第11条の17 B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

第11条の18 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

2 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

（優先順位）

第11条の19 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

2 A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

3 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
1. 第2回新株予約権

決議年月日	2016年8月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 17
新株予約権の数(個)	175
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,750(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	21.68
新株予約権の行使期間	自 2019年9月1日 至 2026年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 21.68 資本組入額 21.68
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することができない。</p> <p>第1回 2019年9月1日 50%</p> <p>第2回 2020年9月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議より2年経過後より2019年8月31日までの間も権利行使することができるものとする)</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

: 当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 第3回新株予約権

決議年月日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 30
新株予約権の数(個)	500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,000(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137.8
新株予約権の行使期間	自 2020年9月1日 至 2027年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 137.8 資本組入額 137.8
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年9月1日 50%</p> <p>第2回 2021年9月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議より2年経過後より2020年8月31日までの間も権利行使できるものとする)</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

：当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人2名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 第7回新株予約権

決議年月日	2018年9月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 19
新株予約権の数(個)	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,000(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	137.8
新株予約権の行使期間	自 2020年10月1日 至 2028年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 137.8 資本組入額 137.8
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年10月1日 50%</p> <p>第2回 2021年10月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年9月27日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

：当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 第8回新株予約権

決議年月日	2018年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 14
新株予約権の数(個)	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 500(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	150
新株予約権の行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 150 資本組入額 150
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2020年11月1日 50%</p> <p>第2回 2021年11月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2028年10月30日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

：当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 第11回新株予約権

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 5
新株予約権の数(個)	175
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 8,750(注)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250
新株予約権の行使期間	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 250
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2021年6月1日 50%</p> <p>第2回 2022年6月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

：当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人1名となっております。

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

なお、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 第12回新株予約権

当社はストックオプション制度に準じた制度として第12回新株予約権を発行しております。

株式会社walkntalkは、当社の現在及び将来における当社又は当社の子会社・関連会社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年5月31日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年6月4日付で平林芳彦氏を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第12回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第12回新株予約権）に基づき、同氏に対して、2019年6月6日に第12回新株予約権を発行しております。

本信託（第12回新株予約権）は、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、その功績に応じて、同氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第12回新株予約権の分配を受けた者は、当該第12回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第12回新株予約権）は1つの契約（A01からA02まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	株式会社walkntalk（ ）
受託者	平林 芳彦
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります）。
信託契約日（信託契約開始日）	2019年6月4日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 1,258個 (A02) 1,258個
信託期間満了日	(A01) 上場後2年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A02) 上場後3年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第12回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A02までのそれぞれにつき、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第12回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者としします。

：株式会社walkntalkは、代表取締役CEOの端羽英子の資産管理会社であります。端羽英子は株式会社walkntalkの代表取締役であり、同社の株式を100%保有しております。

第12回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2019年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	394(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 19,700(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)3、4、6
新株予約権の行使期間	自 2020年6月1日 至 2029年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 255(注)6 資本組入額 255(注)6
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>本新株予約権者は、2020年2月期から2022年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。)が9.5億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>本新株予約権者は、割当日から2年までの間において、当社普通株式の価額(下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。)が、行使価額に500%を乗じた額(ただし、(注)3、4において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を一度でも上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法等の方法により評価された株式評価額。</p> <p>本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>

	<p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2 に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3、4 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により新規発行する株式の発行価額のうち、資本に組み入れない額はないものとし、その全額を資本金に算入する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 (注) 5 に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

：当事業年度の末日（2026年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき250円で有償発行しております。
2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式50株であります。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

4. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

6. 2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 本新株予約権は、信託期間満了日の到来に伴って、当社の取締役及び従業員に対して以下のとおり交付しております。

取締役 1名
従業員 37名

7. 第13回新株予約権

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 45
新株予約権の数(個)	5,450
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,450(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年1月1日 至 2029年12月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500(注)2 資本組入額 1,500(注)2
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部がベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2022年1月1日 50%</p> <p>第2回 2023年1月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

: 当事業年度の末日(2026年2月28日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年4月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人17名となっております。

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

2. 株式公開時の公開価格(当社の発行する株式等が金融商品取引所へ上場するときに新たに当社が発行する株式等の発行価格をいう)としておりましたが、2020年3月10日に当社株式は上場したため、株式公開時の公開価格である1,500円(1株当たり)を記載しております。

8. 第15回新株予約権

決議年月日	2024年4月12日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 7
新株予約権の数(個)	920(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 92,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	870(注)3、4
新株予約権の行使期間	自 2027年6月1日 至 2031年4月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 875 資本組入額 875

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、2026年3月1日から2030年2月28日までの間に終了するいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める（a）から（c）の条件を達成した場合に限り、各号に定められている割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として本新株予約権を行使することができる。なお、当該行使可能割合において、行使可能となる新株予約権の個数に1個未満端数が生じる場合においては、これを切り捨てるものとする。

（a）連結取扱高が一度でも200億円を超過した場合：行使可能割合20%

（b）連結取扱高が一度でも250億円を超過した場合：行使可能割合50%

（c）連結取扱高が一度でも300億円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、連結取扱高については、当社の有価証券報告書に記載された連結取扱高を参照するものとするが、ドル建ての取扱高は1ドル145円にて換算し、判定するものとする。また、適用される会計基準の変更や、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡したときには、 に定める条件のいずれかを達成することに新株予約権者が多大な貢献をしたことを当社の取締役会が承認した場合、または、新株予約権者の死亡時に本新株予約権が行使可能であるにもかかわらず未行使であった場合には、新株予約権者の相続人は、当社と新株予約権者との間の割当契約に定めるところにより、未行使の本新株予約権を承継し、これを行使することができる。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3、4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により新規発行する株式の発行価額のうち、資本に組み入れない額はないものとし、その全額を資本金に算入する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 （注）5に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>

：当事業年度の末日（2026年2月28日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年4月30日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1．本新株予約権は、新株予約権1個につき500円で有償発行しております。
- 2．本新株予約権1個につき目的となる株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式100株であります。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）

または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

4. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

2021年10月20日開催の臨時株主総会決議に基づき発行した新株予約権

第14回新株予約権	
発行決議日	2021年10月20日
新株予約権の数	5,034個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 503,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 13,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 3,724円
権利行使期間	2022年5月1日から 2026年11月1日まで
行使の条件	(1)各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 (2)本新株予約権者が、その保有する当社のA種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得請求権を行使した場合には、本新株予約権者は、当該時点以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
割当先	IXGS Investment IV, L.P.

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年3月1日～ 2021年9月30日 (注)1	普通株式 174,300	普通株式 8,963,750	22,475	410,641	-	347,630
2021年11月1日 (注)2	A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	普通株式 8,963,750 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	4,440,850	4,851,491	4,440,850	4,788,480
2021年11月1日 (注)3	-	普通株式 8,963,750 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	4,440,850	410,641	4,440,850	347,630
2021年11月1日～ 2022年2月28日 (注)1	普通株式 65,100	普通株式 9,028,850 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	11,382	422,023	-	347,630
2022年3月1日～ 2023年2月28日 (注)1	普通株式 104,650	普通株式 9,133,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	21,682	443,706	-	347,630
2023年3月15日 (注)4	普通株式 14,100	普通株式 9,147,600 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	11,336	455,042	11,336	358,966
2023年3月15日～ 2024年2月28日 (注)1	普通株式 57,250	普通株式 9,204,850 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	12,667	467,710	-	358,966
2024年3月1日～ 2024年3月5日 (注)1	普通株式 4,250	普通株式 9,209,100 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	689	468,399	-	358,966
2024年3月15日 (注)4	普通株式 7,000	普通株式 9,216,100 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	3,304	471,703	3,304	362,270
2024年3月15日～ 2025年2月28日 (注)1	普通株式 31,400	普通株式 9,247,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	7,483	479,187	-	362,270

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月17日 (注)4	普通株式 6,000	普通株式 9,253,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	3,354	482,541	3,354	365,624
2025年3月17日～ 2026年2月28日 (注)1	普通株式 11,000	普通株式 9,264,500 A種種類株式 75,000 B種種類株式 13,817	1,926	484,467	-	365,624

- (注)1. 新株予約権の行使による増加であります。
- 2021年9月20日開催の臨時株主総会により決議された、第三者割当によるA種種類株式、B種種類株式の発行によるものであります。
 - 2021年9月1日に公告を行った、「資本金及び資本準備金の額の減少公告」に基づき、その効力が発生したことによるものであります。
 - 当社子会社の役職員に対する事後交付型株式報酬制度に基づく新株の発行(パフォーマンス・シェア・ユニット)による増加であります。
 - 2026年3月16日に、当社及び当社子会社の役職員に対する事後交付型株式報酬制度に基づく新株の発行(パフォーマンス・シェア・ユニット)により、発行済株式総数が4,300株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,178千円増加しております。
 - 2026年3月16日に、当社及び当社子会社の役職員に対する事後交付型株式報酬制度に基づく新株の発行(リクテッド・ストック・ユニット)により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ274千円増加しております。
 - 2026年4月27日に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,750株、資本金が189千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	15	38	21	20	3,955	4,050	-
所有株式数(単元)	-	78	4,631	1,223	8,296	134	78,177	92,539	10,600
所有株式数の割合(%)	-	0.1	5.0	1.3	9.0	0.1	84.5	100.0	-

(注)自己株式75株は、「単元未満株式の状況」に75株含まれております。

A種種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	1	-	-	1	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	75,000	-	-	75,000	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	100.00	-	-	100.00	-

B種種類株式

2026年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	-	2	2	-	4	-
所有株式数(単元)	-	-	-	-	5,793	8,024	-	13,817	-
所有株式数の割合(%)	-	-	-	-	41.93	58.07	-	100.00	-

(6)【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
端羽英子	神奈川県鎌倉市	4,444,600	47.51
A - Fund II, L.P. (国内連絡先 シティユーワ法律事務所 弁護士 渋谷治香)	CAMPBELLS CORPORATE SERVICES LIMITED FLOOR 4 WILLOW HOUSE CRICKET SQUARE GRAND CAYMAN KY1-9010 CAYMAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビル)	558,700	5.97
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	218,000	2.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	152,334	1.62
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40-1	122,600	1.31
瓜生英敏	東京都練馬区	89,650	0.95
安岡徹	東京都世田谷区	75,000	0.80
IXGS Investment, L.P. (常任代理人 株式会社イントリム)	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands (東京都港区芝2丁目10番6号 EARTH SHIBA BLD. 3F)	75,000	0.80
岡島裕樹	大阪市城東区	71,100	0.76
西村裕二	東京都渋谷区	64,300	0.68
計	-	5,871,284	62.77

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
端羽英子	神奈川県鎌倉市	44,446	48.02
A - Fund II, L.P. (国内連絡先 シティユーワ法律事務所 弁護士 渋谷治香)	CAMPBELLS CORPORATE SERVICES LIMITED FL OOR 4 WILLOW HOUSE C RICKET SQUARE GRAND CAYMAN KY1 - 9010 CAY MAN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目2-2丸 の内三井ビル)	5,587	6.03
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	2,180	2.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,523	1.64
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40-1	1,226	1.32
瓜生英敏	東京都練馬区	896	0.96
安岡徹	東京都世田谷区	750	0.81
岡島裕樹	大阪市城東区	711	0.76
西村裕二	東京都渋谷区	643	0.69
池森ベンチャーサポート合同会社	東京都港区新橋5丁目19-15	619	0.66
計	-	58,581	63.30

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	88,817	-	2021年12月31日を払込期日とする第三者割当増資により発行された、A種類株式75,000株、B種類株式13,817株となります。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,253,900	92,539	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 10,600	-	-
発行済株式総数	9,353,317	-	-
総株主の議決権	-	92,539	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	75	-	75	-

3【配当政策】

当社は、現在成長過程にあると認識しており、事業の拡充や組織体制の整備への投資のため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、これまで配当を実施していません。しかしながら、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、事業基盤の整備状況や投資計画、業績や財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当を行うことを検討していく方針であります。

内部留保資金については、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本方針としており、その他年1回の間配当を行うことができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、2022年5月31日に開催の第10期定時株主総会の議案（決議事項）として、取締役会の監督機能を一層強化させるとともに、さらなるコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的として監査等委員会設置会社に移行するため、「定款一部変更の件」を提案し、当議案が承認可決され定款変更の効力が発生いたしましたので、同定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行しました。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて行くことが長期的に企業価値を向上させて行くと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、当社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件とすることを基本方針とし、その金額の多寡にかかわらず取引内容及び取引条件の妥当性について取締役会において審議のうえ、意思決定を行っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査等委員会設置会社であります。事業に精通した取締役と、客観的な視点を持つ社外取締役で構成される取締役会が経営戦略や重要な業務執行の内容を決定しつつ、監査等委員会が独立した立場から取締役会の職務執行を監査する体制が、経営の効率性、透明性を高め、企業価値の最大化と持続的な成長をするために有効であると判断し、現在の体制を採用しております。

1．取締役会・役員体制

本有価証券報告書の提出日現在、取締役6名（うち社外取締役3名）で構成しており、代表取締役CEOである端羽英子が議長を務めております。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会は、原則毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規程」に基づき重要事項を決議しております。

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。取締役会における検討内容は、法定の審議事項のほか、経営方針、海外を含むグローバルな観点と国内の観点のそれぞれにおける事業戦略の検討、決算や財務に関連する事項、コンプライアンス及びガバナンスに関する事項等であります。

氏名	出席回数 / 開催回数
端羽 英子	14回 / 14回
七倉 壮	10回 / 10回
宮崎 雄	10回 / 10回
堅田 航平	14回 / 14回
青山 正明	14回 / 14回
上埜 喜章	14回 / 14回
平栗 遵宜	10回 / 10回

七倉壮氏、宮崎雄氏及び平栗遵宜氏については、2025年5月30日開催の第13期定時株主総会終結後の開催回数および出席回数を記載しております。

2．監査等委員会

当社は監査等委員会を設置しております。当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名によって構成され、その全員が社外取締役です。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会は毎月1回の監査等委員会を開催するとともに、取締役会の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。

また、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

3. Global Management Committee (GMC) 等

業務執行の重要な意思決定を担う会議体として、社内にGMC及び各事業単位での会議体を設置しております。GMCは、社内取締役及び執行役員、各事業代表等で構成され、全事業横断の業務執行に関する重要な事項の審議及び決議を行っております。各事業単位での会議体は、各事業における重要な業務執行を行うことを目的に各事業単位で設置され、各事業代表が選出した者を構成員としております。

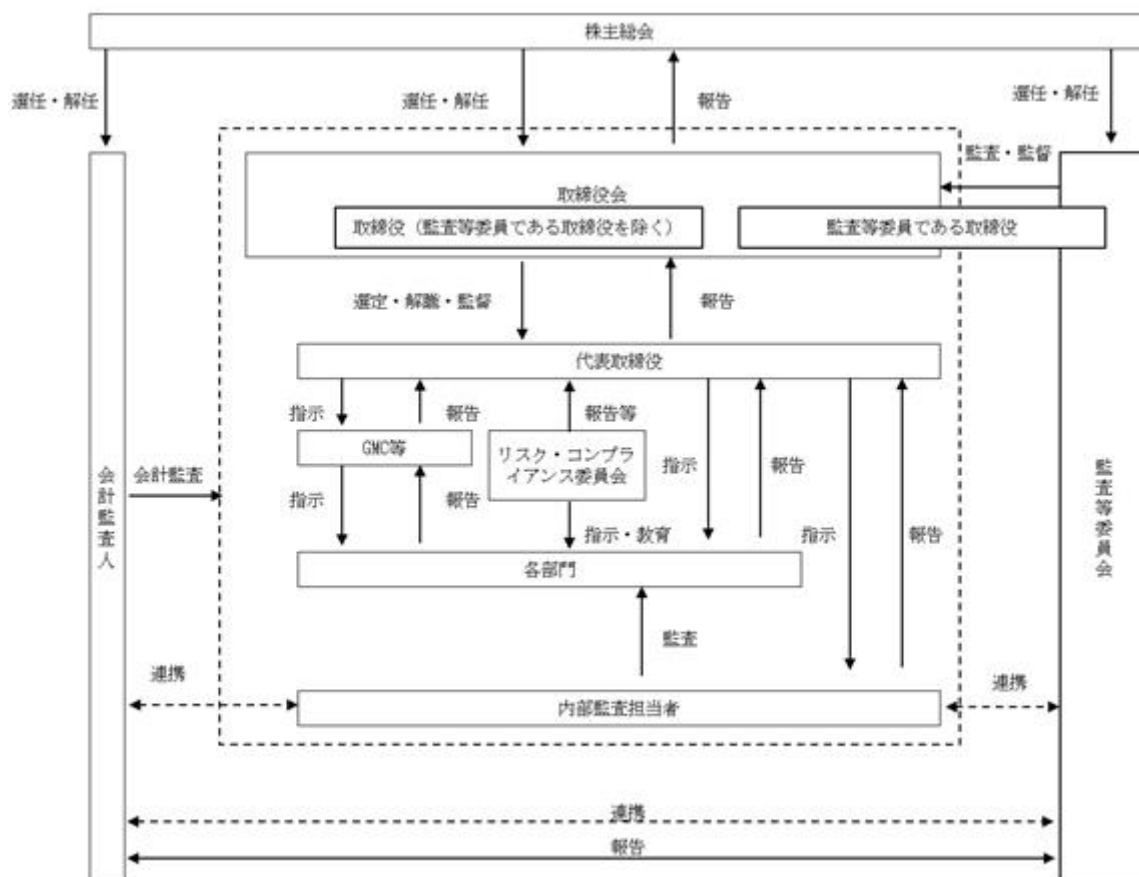
4. リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部門責任者及びその他リスク・コンプライアンス委員長が選任した者で構成しており、原則四半期に1回の定時リスク・コンプライアンス委員会を開催するほか、必要に応じて臨時機動的に開催し、「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」の規定に基づき、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実にに向けた意見の交換、事業を取り巻く様々なリスクの状況や各部門の当該リスクへの対応状況の確認等を行っております。

5. 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は8名で、任期は1年となっております。

なお、これらの模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において内部統制システムの基本方針について、以下の事項を決議しております。

1. 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会を原則として毎月1回開催することに加え、必要があるときは臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行状況を監督する。
- (b) 取締役及び使用人は取締役会規程、業務分掌規程等の社内規程に従い業務を執行する。
- (c) 取締役及び使用人は法令または定款に関する違反が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する事項

- (a) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理については、取締役会議事録、その他の重要な文書及び情報は書面または電磁的記録媒体等へ記録し、文書管理規程の定めに従い、適正に保存及び管理する。
- (b) 取締役は前項の文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 各部門の責任者は業務分掌規程に定められた範囲に付随するリスクを管理し、組織横断的リスク、全社的リスクについてはコーポレート部が中心となり、代表取締役が統括する。
- (b) 不測の事態が発生した場合は代表取締役を対策責任者として、取締役及び代表取締役が指名した使用人により構成された対策会議において対応を行い、損害の拡大を防止する。
- (c) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じては臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (b) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
- (c) 取締役の効率的な職務執行のため、業務分掌規程を定め、組織の業務分掌を明確にする。
5. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
- (b) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
- (c) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
6. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
- (a) 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- (b) 取締役及び使用人は重大な法令・定款違反もしくは当社の事業に重大な影響をおよぼす事項が発生し、または、そのおそれがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。
7. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (b) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
- (a) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
- (b) 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。
- (b) 監査等委員会は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスクの防止及び当社損失の最小化を図るため「リスク管理規程」を制定し、当社代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しており、リスク管理の全社の推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

また、リスク管理体制全般の適切性、有効性につきましては、当社の内部監査担当者が内部監査を通して検証しております。

(ウ) コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「コンプライアンスルール」を当社ホームページに掲載し、その周知徹底と遵守を図っております。当社代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に開催しており、情報共有や、研修等必要な諸活動を推進、管理及びコンプライアンスにかかる推進状況を精査しております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス部門長に通報する体制を取っております。

(エ) 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

(オ) 取締役選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、並びに累積投票によらない旨を定款に定めております。

(カ) 株主総会決議事項を取締役会で決議する事ができるとした事項

1. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

2. 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

3. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

4. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

5. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(キ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任については、同法第425条第1項に定義された「最低責任限度額」を限度とする契約を締結しております。

(ク) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社役員及び子会社役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の当社取締役を含む被保険者の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性 4名 女性 2名 (役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 執行役員 CEO兼 Coleman Research Group, Inc. President	端羽 英子	1978年 7月11日生	2001年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式 会社) 入社 2003年 3月 日本ロレアル株式会社 入社 2007年 7月 ユニゾフ・キャピタル株式会社 入社 2012年 3月 当社設立 代表取締役CEO 就任 (現任) 2021年11月 Coleman Research Group, Inc. 取締 役 就任 2023年 2月 同社 President 就任 (現任) 2026年 1月 当社 執行役員 就任 (現任)	(注) 1	普通株式 4,444,600
取締役 執行役員	七倉 壮	1988年 1月 5 日生	2011年 4月 株式会社日本政策投資銀行 入行 2015年 4月 DBJキャピタル株式会社 入社 2016年 5月 当社 入社 2019年10月 当社 執行役員 就任 (現任) 2025年 5月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 1	-
取締役 執行役員	宮崎 雄	1984年 3月 8 日生	2006年 4月 株式会社リクルートHRマーケティング (現 株式会社リクルート) 入社 2014年 4月 株式会社リクルートホールディング ス 経営企画室 経営企画部 経営企画グループ マネージャー 2017年 4月 株式会社リクルートジョブズ (現 株式会社リクルート) 経営統括室 経営企画部 部長 2019年 3月 当社 入社 2020年 3月 当社 執行役員 就任 (現任) 2025年 5月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 1	普通株式 17,000
社外取締役 (監査等委員)	堅田 航平	1979年 6月14日生	2003年 4月 モルガン・スタンレー証券会社 (現 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社) 入社 2005年10月 Och-Ziff Management Hong Kong Limited 入社 2008年 3月 ネットライフ企画株式会社 (現 ライフネット生命保険株式会 社) 入社 2013年 5月 同社 執行役員CFO 就任 2014年 4月 スマートニュース株式会社 入社 2014年 8月 同社 ヴァイス・プレジデント 財務 担当 就任 2018年 5月 Kipp Financial Technologies株式会 社 社外監査役 就任 2018年 9月 Appier Japan株式会社 CFO 就任 2019年 5月 当社 社外取締役 就任 2019年 7月 五常・アンド・カンパニー株式会 社 CFO 就任 2019年 8月 株式会社空 (現 ハルモニア株式会 社) 社外監査役 就任 2022年 5月 当社 社外取締役 (監査等委員) 就 任 (現任) 2023年 5月 株式会社TableCheck 社外取締役 就 任 (現任) 2024年 7月 五常・アンド・カンパニー株式会 社 執行役CFO 就任 2025年 6月 五常・アンド・カンパニー株式会 社 取締役 執行役CFO 就任 (現任)	(注) 2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
-----	----	------	----	----	----------------

社外取締役 (監査等委員)	平栗 遵宜	1981年7月18日生	2012年10月 freee株式会社 入社 2019年2月 同社 取締役 就任 2025年5月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)3	-
社外取締役 (監査等委員)	安田 幸代	1969年9月17日生	1992年4月 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス) 入社 2014年4月 株式会社リクルートキャリア(現株式会社リクルート) 執行役員 就任 2019年5月 株式会社エクサウィザーズ 入社 執行役員 就任 2021年5月 株式会社エクサウィザーズ はたらくAI&DX研究所 所長 就任 2022年3月 株式会社CLホールディングス 社外取締役 就任(現任) 2022年11月 株式会社LegalOn Technologies Director 就任(現任) 2023年2月 新日本製薬株式会社 アドバイザー 就任 2023年12月 新日本製薬株式会社 社外取締役 就任(現任) 2026年5月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)2	-
計					普通株式 4,461,600

- (注) 1. 任期は、2026年5月29日開催の定時株主総会終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 任期は、2026年5月29日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 任期は、2025年5月30日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役 堅田航平、平栗遵宜及び安田幸代は社外取締役であります。
5. 当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、執行役員は8名であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役の会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用及び損害賠償金等の損害を当該保険契約によって補填することとしております。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

社外役員の状況

当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるためにコーポレート・ガバナンスの充実を図っており、社外取締役（監査等委員）を3名選任し、社外取締役（監査等委員）が中立的な立場から知見・経験を活かし有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化に努めております。

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しており、社外取締役の全員を独立役員として選定しております。

社外取締役の堅田航平氏は、モルガン・スタンレー証券会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）におけるM&Aアドバイザー業務の豊富な経験や、ライフネット生命保険株式会社における企画・事業開発・上場準備などの経営・財務に関する豊富な知見・経験を有しており、独立した客観的な立場で、当社の経営に対する有益な助言・提言を行っております。

社外取締役の平栗遵宜氏は、開発戦略に関する豊富な実績と知見を有しており、その実績と知見を活かして、当社の経営について、専門的かつ客観的・中立的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。

社外取締役の安田幸代氏は、人材サービス業界における深い知見と営業組織の統括経験を有しており、その実績と知見を活かして、当社の成長施策について、専門的かつ客観的・中立的立場から、取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただいております。

これらの関係以外に、当社と社外役員の間には、人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、監督を実施すると同時に、取締役会又は監査等委員会等を通じて、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合わせを行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、社外取締役4名により構成されており、監査計画に基づき、監査を行っております。監査等委員会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を随時開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各部門へのヒアリングや重要書類の閲覧を行い、取締役会の法令・定款遵守状況及び職務執行の状況についての監査を行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次の通りであります。

氏名	出席回数	出席率
堅田 航平	監査等委員会 13回	100%
青山 正明	監査等委員会 13回	100%
上埜 喜章	監査等委員会 13回	100%
平栗 遵宜	監査等委員会 10回	100%

平栗遵宜氏については、2025年5月30日開催の第13期定時株主総会終結後の開催回数および出席回数を記載しております。

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査計画の策定、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の法令及び定款への遵守状況、会計監査人の評価や報酬等の同意、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況等です。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査担当者2名が業務を担当しております。内部監査担当者は、当社が定める内部監査規程に基づき毎期内部監査計画を策定し、代表取締役CEOの承認を得た上で、当社の全部署を対象として監査を実施しております。

内部監査の結果は、代表取締役CEOに報告されると共に、必要に応じ監査等委員会および取締役会へ報告することとしております。

また、内部監査担当者、監査等委員会及び会計監査人は、相互の連携を強化するため、定期的な三様監査会議の実施のほか、随時の会議を開催し、監査計画及び監査結果の共有や意見交換を行うことにより、適正な監査が実施できる体制を確保しております。

会計監査の状況

(ア) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(イ) 継続監査期間

9年間

(ウ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 滝沢 勝巳

指定有限責任社員 業務執行社員 桑井 祐介

(エ) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他14名であります。

(オ) 監査法人の選定方針と理由

会計監査人の選任・再任については、監査等委員会が会計監査人の独立性や専門性、監査計画の内容、監査報酬の合理性及び妥当性等を総合的に判断しております。

(カ) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、会計監査人に対し、日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」において評価基準項目として挙げられている項目について、監査体制が継続的に有効に機能しており、監査品質も一定水準にあると評価しております。

監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	-	49	-
連結子会社	-	-	-	-
計	48	-	49	-

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(ア)を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	72	-	68	-
計	72	-	68	-

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

(エ) 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は設けておりませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査法人から提示された見積案をもとに検討し、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

(オ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、取締役や関係部署及び会計監査人に必要事項を確認し、監査計画の内容や執行状況、提示された報酬見積り額の根拠などを審議した結果、適切であると判断したため会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(ア) 取締役報酬について

a. 報酬の構成

取締役の報酬等は、基本報酬及び業績連動報酬等で構成されています。

b. 取締役の報酬等に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額については株主総会決議により取締役の報酬等の限度額を決定しており、その額は、2026年5月29日開催の第14期定時株主総会において、取締役3名(うち社外取締役0名)に対し年額8,500万円以内と、決議しております。

c. 決定のプロセス

各取締役の報酬は、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、基本報酬に関しては、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定するものとしており、業績連動報酬等については、当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給するものとしております。

また、業績連動報酬等が報酬全体に占める割合は、約0%から約50%の範囲内で設定するものとしております。基本報酬に関しては、月例の固定金銭報酬とし、業績連動報酬等である賞与は、事業年度終了後4ヶ月以内に年1回支給するものと方針を定めております。

これらの方針に基づき、個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任するものとしております。

d. 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬等については、前項の通り、当期の営業収益と営業利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給するものとしており、その実績は第5「経理の状況」に記載のとおりであります。これらの指標を選択した理由としては当社の成長において営業収益の拡大が将来の成長に重要な要素であり、また一方で当期の営業利益の水準とも適切なバランスを取る必要があることを理由としております。これらの指標を基に、個人別の報酬額に関しては、取締役会決議に基づき、代表取締役に委任しております。

(イ) 監査等委員である取締役報酬について

a. 報酬の構成

監査等委員である取締役の報酬等は、基本報酬で構成されています。

b. 監査等委員である取締役の報酬等に関する株主総会決議

監査等委員である取締役の報酬等の額については株主総会決議により監査等委員である取締役の報酬等の限度額を決定しており、その額は、2025年5月30日開催の第13期定時株主総会において、監査等委員である取締役にに対し年額1,800万円以内(うち社外取締役分1,800万円以内)と、決議しております。

c. 決定のプロセス

各監査等委員である取締役の報酬は、上記株主総会で決議した限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	58	41	17	3
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外役員	15	15	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式及び純投資目的以外の目的である投資株式は保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度の前 4 事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年3月1日から2026年2月28日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、経理・財務等に関するセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,595,421	4,987,515
売掛金及び契約資産	1 2,249,692	1 2,245,666
その他	319,039	335,376
貸倒引当金	10,613	14,360
流動資産合計	7,153,539	7,554,196
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	55,174	127,803
工具、器具及び備品	105,113	163,301
減価償却累計額	130,760	175,167
有形固定資産合計	29,528	115,937
投資その他の資産		
敷金及び保証金	84,870	98,820
繰延税金資産	189,421	258,264
長期前払費用	53,258	64,405
投資その他の資産合計	327,550	421,490
固定資産合計	357,079	537,427
資産合計	7,510,618	8,091,624
負債の部		
流動負債		
買掛金	299,524	299,492
1年内返済予定の長期借入金	2 499,750	2 2,373,812
未払金	458,984	459,455
リース債務	30,232	31,801
未払法人税等	103,302	243,264
契約負債	2,033,257	1,964,407
賞与引当金	471,213	476,527
その他	260,259	324,684
流動負債合計	4,156,524	6,173,444
固定負債		
長期借入金	2 2,373,812	-
リース債務	78,485	45,880
繰延税金負債	6,049	6,049
その他	30,250	52,834
固定負債合計	2,488,597	104,764
負債合計	6,645,121	6,278,209

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,187	484,467
資本剰余金	9,243,970	9,247,324
利益剰余金	12,275,917	11,384,015
自己株式	278	278
株主資本合計	2,553,038	1,652,502
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	3,348,310	3,391,679
その他の包括利益累計額合計	3,348,310	3,391,679
新株予約権	70,224	74,238
純資産合計	865,496	1,813,415
負債純資産合計	7,510,618	8,091,624

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業収益	1 9,780,950	1 9,974,670
営業費用		
役員報酬	39,121	57,054
給料及び手当	4,141,179	4,096,552
賞与引当金繰入額	518,458	489,215
採用費	150,873	159,077
広告宣伝費	242,020	268,587
地代家賃	237,166	219,833
支払報酬	413,551	377,770
減価償却費	53,268	51,865
その他	2,757,981	2,913,571
営業費用合計	8,553,621	8,633,528
営業利益	1,227,328	1,341,141
営業外収益		
受取利息	1,063	8,448
補助金収入	2,625	-
債務取崩益	-	25,657
受取還付金	37,302	46,617
受取家賃	2 29,703	2 38,275
その他	874	11,223
営業外収益合計	71,569	130,223
営業外費用		
支払利息	43,668	52,982
為替差損	1,145	6,400
売上税返還損失	41,847	-
雑損失	-	7,556
その他	382	21
営業外費用合計	87,043	66,960
経常利益	1,211,854	1,404,403
特別損失		
投資有価証券評価損	0	-
減損損失	3 398,955	3 254,135
その他	86	520
特別損失合計	399,041	254,656
税金等調整前当期純利益	812,813	1,149,747
法人税、住民税及び事業税	338,676	327,243
法人税等調整額	3,108	69,397
法人税等合計	335,568	257,845
当期純利益	477,245	891,901
親会社株主に帰属する当期純利益	477,245	891,901

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
当期純利益	477,245	891,901
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	67,244	43,368
その他の包括利益合計	67,244	43,368
包括利益	544,489	935,270
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	544,489	935,270
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	467,710	9,240,666	12,753,162	278	3,045,064	3,281,066	3,281,066	66,193	302,195
当期変動額									
新株の発行	3,304	3,304			6,608				6,608
新株の発行（新株予約権の行使）	8,172				8,172				8,172
親会社株主に帰属する当期純利益			477,245		477,245				477,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-	67,244	67,244	4,031	71,275
当期変動額合計	11,476	3,304	477,245	-	492,025	67,244	67,244	4,031	563,301
当期末残高	479,187	9,243,970	12,275,917	278	2,553,038	3,348,310	3,348,310	70,224	865,496

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	479,187	9,243,970	12,275,917	278	2,553,038	3,348,310	3,348,310	70,224	865,496
当期変動額									
新株の発行	3,354	3,354			6,708				6,708
新株の発行（新株予約権の行使）	1,926				1,926				1,926
親会社株主に帰属する当期純利益			891,901		891,901				891,901
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-	43,368	43,368	4,014	47,382
当期変動額合計	5,280	3,354	891,901	-	900,535	43,368	43,368	4,014	947,918
当期末残高	484,467	9,247,324	11,384,015	278	1,652,502	3,391,679	3,391,679	74,238	1,813,415

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	812,813	1,149,747
減価償却費	53,268	51,865
減損損失	398,955	254,135
債務取崩益	-	25,657
補助金収入	2,625	-
投資有価証券評価損益(は益)	0	-
賞与引当金の増減額(は減少)	33,868	9,378
貸倒引当金の増減額(は減少)	4,408	3,654
受取利息及び受取配当金	1,063	8,448
支払利息	43,668	52,982
為替差損益(は益)	3,814	3,916
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	75,575	4,856
仕入債務の増減額(は減少)	18,118	3
前払費用の増減額(は増加)	41,824	60,906
未払金の増減額(は減少)	72,034	3,678
未払費用の増減額(は減少)	20,196	429
契約負債の増減額(は減少)	133,716	56,611
前受収益の増減額(は減少)	972	45,408
預り金の増減額(は減少)	9,644	10,580
未払消費税等の増減額(は減少)	20,715	33,050
その他	84,121	40,080
小計	1,177,822	1,514,230
利息及び配当金の受取額	1,063	8,448
利息の支払額	47,153	52,844
補助金の受取額	2,625	-
法人税等の支払額	389,152	177,806
法人税等の還付額	182,514	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	927,720	1,292,027
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	38,608	132,689
無形固定資産の取得による支出	251,792	237,708
敷金及び保証金の差入による支出	4,632	22,649
敷金及び保証金の回収による収入	25,204	10,056
投資活動によるキャッシュ・フロー	269,828	382,991
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	425,687	499,750
株式の発行による収入	14,655	8,616
新株予約権の発行による収入	460	-
リース債務の返済による支出	25,425	28,613
財務活動によるキャッシュ・フロー	435,996	519,747
現金及び現金同等物に係る換算差額	77,227	7,416
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	299,122	396,705
現金及び現金同等物の期首残高	4,307,529	4,606,652
現金及び現金同等物の期末残高	4,606,652	5,003,357

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

Coleman Research Group, Inc.

VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Coleman Research Group, Inc.及びその子会社の決算日は12月末日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。また、VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.の決算日は2月末であり、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、在外連結子会社は定額法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物附属設備 2～4年

工具、器具及び備品 2～15年

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率又は合理的に算定した貸倒見積高により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

役職員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限が到来する短期投資からなっております。

(連結貸借対照表関係)

1：売掛金及び契約資産の金額のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
売掛金	2,194,959千円	2,214,115千円
契約資産	54,732千円	31,550千円

2：財務制限条項

前連結会計年度(2025年2月28日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金499,750千円、長期借入金2,373,812千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

当連結会計年度(2026年2月28日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金2,373,812千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

(連結損益計算書関係)

1：顧客との契約から生じる収益

営業収益につきましては、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2：受取家賃

当社グループが福利厚生の一環で借上げている社宅の賃料のうち、従業員より受け取っている額であります。

3：減損損失

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
Coleman Research Group, Inc.(米国)	事業用資産	工具、器具及び備品	17,555
		使用権資産	129,607
		ソフトウェア	251,792

(2) 減損損失の認識に至った経緯

連結子会社のColeman Research Group, Inc.が計上している有形固定資産及び無形固定資産について、営業活動から生じている損益がマイナスであること等を踏まえて、これらの帳簿価額を将来キャッシュ・フローなどに基づく回収可能価額まで減額し、減損損失398,955千円を特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、会社を単位としてグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当社グループは、減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しており、その結果、将来キャッシュ・フローに基づき計算された使用価値に基づき、398,955千円の減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失（千円）
Coleman Research Group, Inc.（米国）	事業用資産	工具、器具及び備品	16,427
		ソフトウェア	237,708

(2) 減損損失の認識に至った経緯

連結子会社のColeman Research Group, Inc.が計上している有形固定資産及び無形固定資産について、営業活動から生じている損益がマイナスであること等を踏まえて、これらの帳簿価額を将来キャッシュ・フローなどに基づく回収可能価額まで減額し、減損損失254,135千円を特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、会社を単位としてグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

当社グループは、減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しており、その結果、将来キャッシュ・フローに基づき計算された使用価値に基づき、254,135千円の減損損失を計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

: その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	67,244千円	43,368千円
その他の包括利益合計	67,244	43,368

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,204,850	42,650	-	9,247,500
A種優先株式	75,000	-	-	75,000
B種優先株式	13,817	-	-	13,817
合計	9,293,667	42,650	-	9,336,317
自己株式				
普通株式	75	-	-	75
合計	75	-	-	75

(注) 普通株式の発行済株式の増加42,650株は、新株予約権の行使及びPSUに基づく株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	70,224
合計		-	-	-	-	-	70,224

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度末株 式数（株）
発行済株式				
普通株式	9,247,500	17,000	-	9,264,500
A種優先株式	75,000	-	-	75,000
B種優先株式	13,817	-	-	13,817
合計	9,336,317	17,000	-	9,353,317
自己株式				
普通株式	75	-	-	75
合計	75	-	-	75

（注）普通株式の発行済株式の増加17,000株は、新株予約権の行使及びPSUに基づく株式の発行によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストックオプ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	74,238
合計		-	-	-	-	-	74,238

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

：現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）	当連結会計年度 （自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）
現金及び預金勘定	4,595,421千円	4,987,515千円
預け金	11,230	15,842
現金及び現金同等物	4,606,652	5,003,357

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。また、在外子会社が海外で事業を行うことにより生じる外貨建ての営業債権は、為替変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、当社事務所の賃貸借契約及び社宅に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。長期投資は発行体の信用リスクに晒されております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。また、在外子会社が海外で事業を行うことにより生じる外貨建ての営業債務は、為替変動リスクに晒されております。なお、企業買収のために外貨建ての支払を行う際、当該支払額は為替変動リスクに晒されておりますが、当社は為替予約取引を利用してヘッジしております。借入金は、主に運転資金や企業買収等に係る資金調達を目的にしたものであり、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。また、借入金のうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については取引相手ごとに期日及び残高を管理し、また、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や信用リスクの軽減を図っております。敷金及び保証金については、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。長期投資については、定期的に発行体の財政状態等を把握し、信用リスクを管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別の換算額を把握し、継続的にモニタリングすることによって管理しております。変動金利による借入金については定期的に金利の動向を把握することによって管理しております。

ハ. 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

ファイナンスグループが資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年2月28日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	84,870	84,555	315
資産計	84,870	84,555	315
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,873,562	2,866,300	7,262
負債計	2,873,562	2,866,300	7,262

：市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。また、現金、米国会計基準ASU2016 - 02の適用により認識したリース債務は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金及び保証金	98,820	96,196	2,623
資産計	98,820	96,196	2,623
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	2,373,812	2,373,812	-
負債計	2,373,812	2,373,812	-

：市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。また、現金、米国会計基準ASU2016 - 02の適用により認識したリース債務は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 1. 敷金及び保証金の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	78,436	6,434	-	-

当連結会計年度（2026年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金及び保証金	9,636	89,183	-	-

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	499,750	2,373,812	-	-	-	-

：米国会計基準ASU2016 - 02の適用により認識したリース債務については、省略しております。

当連結会計年度（2026年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,373,812	-	-	-	-	-

：米国会計基準ASU2016 - 02の適用により認識したリース債務については、省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2025年2月28日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2026年2月28日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	84,555	-	84,555
資産計	-	84,555	-	84,555
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	2,866,300	-	2,866,300
負債計	-	2,866,300	-	2,866,300

当連結会計年度（2026年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	96,196	-	96,196
資産計	-	96,196	-	96,196
長期借入金 （1年内返済予定の長期借入金を含む）	-	2,373,812	-	2,373,812
負債計	-	2,373,812	-	2,373,812

：時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年 3月 1日 至 2025年 2月 28日)	当連結会計年度 (自 2025年 3月 1日 至 2026年 2月 28日)
販売費及び一般管理費	8,726	6,606

2. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年2月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年8月24日付の株式分割(1株につき50株の割合)及び2019年8月30日付の株式分割(1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(1) スtockオプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 17名	当社使用人 30名	当社使用人 19名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 142,250株	普通株式 228,250株	普通株式 110,750株
付与日	2016年8月24日	2017年8月31日	2018年9月28日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	自 2019年9月1日 至 2026年7月31日	自 2020年9月1日 至 2027年7月31日	自 2020年10月1日 至 2028年9月27日

	第8回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 14名	当社使用人 5名	受託者 平林芳彦 (注)2
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 105,500株	普通株式 27,500株	普通株式 125,800株
付与日	2018年10月31日	2019年5月31日	2019年6月6日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	自 2020年11月1日 至 2028年10月30日	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日	自 2020年6月1日 至 2029年6月5日

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 45名	IXGS Investment IV, L.P.	当社取締役 1名 当社使用人 7名
株式の種類及び付与数(注)1	普通株式 15,400株	普通株式 503,400株	普通株式 92,000株
付与日	2020年1月6日	2021年11月1日	2024年4月30日
権利確定条件	「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	自 2022年1月1日 至 2029年12月12日	自 2022年5月1日 至 2026年11月1日	自 2027年6月1日 至 2031年4月29日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、平林芳彦氏を受託者とする信託に割り当てられ、当社グループの役員及び従業員等のうち受益者として指定されたものに交付されます。

3. 第14回新株予約権は、対価として現金及び預金65,945千円を取得しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2026年2月期）において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストックオプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第7回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	8,750	25,000	12,500
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	7,500
失効	-	-	-
未行使残	8,750	25,000	5,000

	第8回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	500	8,750	23,200
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	3,500
失効	-	-	-
未行使残	500	8,750	19,700

	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	92,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	92,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	5,550	503,400	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	100	-	-
未行使残	5,450	503,400	-

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	21.68	137.8	137.8
行使時平均株価 (円)	-	-	710
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権
権利行使価格 (円)	150.0	250	250
行使時平均株価 (円)	-	-	595
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	250

	第13回 新株予約権	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権
権利行使価格 (円)	(注) 2	3,724	870
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	131	396

(注) 1. 2019年8月30日付株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数(価格)に換算しております。

2. 第13回新株予約権の権利行使価格は、株式公開時の公開価格(当社の発行する株式等が金融商品取引所へ上場するときに新たに当社が発行する株式等の発行価格をいう)としております。2020年3月10日に当社株式は上場し、このときに当社が発行した株式の発行価格は1,500円であります。

3. ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

第13回新株予約権までは、当社株式は付与時において非上場株式であったため、ストックオプションの公正な評価単価の見積方法を、ストックオプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっておりま
す。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッ
シュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法によっ
ております。

5. ストックオプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的
価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストックオプションの権利行使日における本源的
価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	25,588千円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストックオプション の権利行使日における本源的価値の合計額	5,463千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	264,810千円	281,084千円
税務上の繰越欠損金(注)2	15,451	24,470
賞与引当金	81,712	97,781
未払事業税・事業所税	7,441	17,428
貸倒引当金	2,996	4,053
外国税額控除	86,795	64,818
為替差損益	18,119	-
リース債務	31,118	21,131
資産除去債務	9,263	16,652
税務上の繰延資産	-	36,800
繰越税額控除	-	11,295
その他	41,965	20,768
繰延税金資産小計	559,675	596,286
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	15,451	24,470
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	339,450	289,258
評価性引当額小計(注)1	354,902	313,728
繰延税金資産合計	204,773	282,557
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	5,877
連結調整	1,344	752
在外子会社の留保利益	4,798	6,191
その他	15,258	17,520
繰延税金負債合計	21,401	30,342
繰延税金資産(負債)の純額	183,371	252,215

(注)1. 評価性引当額に重要な変動が生じた主な理由は、一部の連結子会社において、減価償却超過額に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2025年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	15,451	15,451
評価性引当額	-	-	15,451	15,451
繰延税金資産	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2026年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	24,470	24,470
評価性引当額	-	-	24,470	24,470
繰延税金資産	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.28	0.93
住民税均等割	0.47	0.33
賃上げ及び投資促進にかかる税制による控除	5.24	5.38
評価性引当額の増減額	17.77	0.40
試験研究費の税額控除	3.34	0.61
連結子会社との税率差異	0.97	1.07
税率変更による影響	-	0.36
外国子会社合算税制	-	0.45
その他	0.70	2.08
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.28	22.43

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

なお、通常の支払期限は、履行義務の充足時又は請求時から概ね2カ月以内であり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,168,186	2,194,959
契約資産	52,522	54,732
契約負債	2,072,055	2,033,257

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」に含めております。また、契約負債はサービスにかかる顧客からの前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,988,375千円であります。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

(単位:千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	2,194,959	2,214,115
契約資産	54,732	31,550
契約負債	2,033,257	1,964,407

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「売掛金及び契約資産」に含めております。また、契約負債はサービスにかかる顧客からの前受金であります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,977,290千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	合計
5,345,982	4,434,967	9,780,950

(注) 1. 営業収益は、顧客と契約している当社グループの法人の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。以下、(2)から(3)まで同様であります。なお、「米国」にはColeman Research Group, Inc.が分類されております。

2. なお、上記営業収益はすべて「顧客との契約から生じる収益」であり、その他の収益はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 営業利益

(単位：千円)

日本	米国	合計
865,000	362,327	1,227,328

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン	1,109,040	知見プラットフォーム事業
ボストン・コンサルティング・グループ合同会社	904,031	知見プラットフォーム事業

当連結会計年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	合計
5,936,072	4,038,597	9,974,670

(注) 1. 営業収益は、顧客と契約している当社グループの法人の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。以下、(2)から(3)まで同様であります。なお、「米国」にはColeman Research Group, Inc.が分類されております。

2. なお、上記営業収益はすべて「顧客との契約から生じる収益」であり、その他の収益はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 営業利益

(単位：千円)

日本	米国	合計
1,004,456	336,684	1,341,141

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、特定の顧客への営業収益が連結損益計算書の営業収益の10%に満たないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり純資産額	973.86円	901.93円
1株当たり当期純利益金額	22.83円	67.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	22.58円	67.14円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年2月28日)	当連結会計年度 (2026年2月28日)
純資産の部の合計額(千円)	865,496	1,813,415
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	9,871,221	10,169,265
(うち 新株予約権(千円))	(70,224)	(74,238)
(うち 優先株式払込額(千円))	(8,881,700)	(8,881,700)
(うち 未払優先配当額(千円))	(919,296)	(1,213,326)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	9,005,724	8,355,850
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	9,247,425	9,264,425

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当連結会計年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	477,245	891,901
普通株主に帰属しない金額(千円)	266,451	266,451
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	210,794	625,450
普通株式の期中平均株式数(株)	9,234,186	9,258,899
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	100,363	56,213
(うち 新株予約権(株))	(100,363)	(56,213)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2021年11月1日発行のA種種類株式(株式の数は75,000株。ただし、普通株式に転換された場合の普通株式の数は2,013,963株) 2021年11月1日発行のB種種類株式(株式の数は13,817株。ただし、普通株式に転換された場合の普通株式の数は371,025株)	2021年11月1日発行のA種種類株式(株式の数は75,000株。ただし、普通株式に転換された場合の普通株式の数は2,013,963株) 2021年11月1日発行のB種種類株式(株式の数は13,817株。ただし、普通株式に転換された場合の普通株式の数は371,025株)

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	499,750	2,373,812	1.07	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,373,812	-	-	-
合計	2,873,562	2,373,812	-	

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 米国会計基準ASU2016-02の適用により認識したリース債務については、省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
営業収益(千円)	4,774,392	9,974,670
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	366,169	1,149,747
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	181,648	891,901
1株当たり中間(当期)純利益(円)	5.11	67.55

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,914,223	4,287,456
売掛金及び契約資産	1, 2 1,327,461	1, 2 1,321,224
前払費用	158,649	91,143
その他	1 180,339	1 145,627
貸倒引当金	3,410	3,410
流動資産合計	5,577,263	5,842,042
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	55,174	127,803
工具、器具及び備品	105,113	163,301
減価償却累計額	130,760	175,167
有形固定資産合計	29,528	115,937
投資その他の資産		
関係会社株式	1,051,578	1,051,578
敷金及び保証金	67,260	87,259
繰延税金資産	183,241	253,795
長期前払費用	61	243
投資その他の資産合計	1,302,141	1,392,876
固定資産合計	1,331,669	1,508,814
資産合計	6,908,933	7,350,857
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 286,811	1 282,412
1年内返済予定の長期借入金	1, 3 759,285	3 2,373,812
未払金	1 806,231	1 915,693
未払費用	1 47,953	50,594
未払法人税等	67,613	237,953
未払消費税等	123,553	156,603
契約負債	1,210,691	1,237,445
前受収益	9,739	55,147
賞与引当金	266,819	319,290
その他	78,988	1 63,032
流動負債合計	3,657,687	5,691,985
固定負債		
長期借入金	3 2,373,812	-
資産除去債務	30,250	52,834
固定負債合計	2,404,062	52,834
負債合計	6,061,750	5,744,819

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	479,187	484,467
資本剰余金		
資本準備金	362,270	365,624
その他資本剰余金	8,881,700	8,881,700
資本剰余金合計	9,243,970	9,247,324
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,945,919	8,199,714
利益剰余金合計	8,945,919	8,199,714
自己株式	278	278
株主資本合計	776,959	1,531,798
新株予約権	70,224	74,238
純資産合計	847,183	1,606,037
負債純資産合計	6,908,933	7,350,857

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)	当事業年度 (自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)
営業収益	5,321,946	5,948,011
営業費用		
役員報酬	36,692	57,054
給料及び手当	1,482,489	1,660,751
賞与引当金繰入額	248,954	312,757
支払手数料	431,716	518,987
減価償却費	53,268	51,865
業務委託費	914,727	869,526
その他	1,384,905	1,488,221
営業費用合計	4,552,753	4,959,164
営業利益	769,192	988,846
営業外収益		
受取利息	1,063	8,496
受取家賃	29,703	38,275
為替差益	-	18,985
その他	491	110
営業外収益合計	31,258	65,868
営業外費用		
支払利息	48,276	53,471
為替差損	5,486	-
その他	382	-
営業外費用合計	54,145	53,471
経常利益	746,305	1,001,242
特別損失		
投資有価証券評価損	0	-
固定資産除却損	86	520
特別損失合計	86	520
税引前当期純利益	746,219	1,000,721
法人税、住民税及び事業税	225,788	325,070
法人税等調整額	31,920	70,554
法人税等合計	193,867	254,516
当期純利益	552,351	746,205

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	467,710	358,966	8,881,700	9,240,666	9,498,271	9,498,271	278	209,827	66,193	276,020
当期変動額										
新株の発行	3,304	3,304		3,304		-		6,608		6,608
新株の発行（新株 予約権の行使）	8,172			-		-		8,172		8,172
当期純利益				-	552,351	552,351		552,351		552,351
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）				-		-		-	4,031	4,031
当期変動額合計	11,476	3,304	-	3,304	552,351	552,351	-	567,131	4,031	571,163
当期末残高	479,187	362,270	8,881,700	9,243,970	8,945,919	8,945,919	278	776,959	70,224	847,183

当事業年度（自 2025年3月1日 至 2026年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本								新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	479,187	362,270	8,881,700	9,243,970	8,945,919	8,945,919	278	776,959	70,224	847,183
当期変動額										
新株の発行	3,354	3,354		3,354		-		6,708		6,708
新株の発行（新株 予約権の行使）	1,926			-		-		1,926		1,926
当期純利益				-	746,205	746,205		746,205		746,205
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）				-		-		-	4,014	4,014
当期変動額合計	5,280	3,354	-	3,354	746,205	746,205	-	754,839	4,014	758,854
当期末残高	484,467	365,624	8,881,700	9,247,324	8,199,714	8,199,714	278	1,531,798	74,238	1,606,037

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物附属設備	2年～4年
工具、器具及び備品	2年～15年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

役員員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は主として、ビジネスに関する情報、アドバイス等を求めるクライアントに対して、ビジネス知見を有するエキスパートが対面、オンライン会議、書面等により知見を提供することを手配する履行義務を有しております。

当該履行義務はエキスパートとクライアントの手配が完了した時点で充足されると判断し、同時点で当社が権利を有する手数料について収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価 (Coleman Research Group, Inc.)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	1,025,079千円
--------	-------------

(2) 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

当社は関係会社株式について、実質価額と取得原価とを比較することにより、減損処理の要否を判断しております。

会計上の見積りに用いた主要な仮定

実質価額の見積りは、その前提となる決算日までに入手し得る財務諸表等を基礎として、これに重要な影響を及ぼす事項が判明していれば当該事項も加味しています。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

業績の変化等により実質価額の下落等があった場合には、翌事業年度の財務諸表において、子会社株式評価損を計上する可能性があります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めておりました「資産除去債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っており、その結果、前事業年度の貸借対照表の「固定負債」の「その他」30,250千円は、「資産除去債務」30,250千円となっております。

(貸借対照表関係)

1：関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
関係会社に対する短期金銭債権	115,336千円	101,772千円
関係会社に対する短期金銭債務	865,014千円	673,943千円

2：売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
売掛金	1,272,728千円	1,289,674千円
契約資産	54,732千円	31,550千円

3：財務制限条項

前事業年度(2025年2月28日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金499,750千円、長期借入金2,373,812千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

当事業年度(2026年2月28日)

当社は取引銀行と長期借入金契約を締結しております。この契約には、下記の財務制限条項が付されております。当該財務制限条項に抵触した場合は、期限の利益を失うこととされております。なお、当該財務制限条項の対象となる借入金の金額は、1年内返済予定の長期借入金2,373,812千円であります。

- (a)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近の本決算期における借入人の連結ベースの貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の65%以上に維持すること。
- (b)2022年2月末日に終了する本決算期及びそれ以降の各本決算期における借入人の連結ベースでの営業損益(但し、本買収により発生するのれん償却費又は本買収関連費用若しくは本貸付関連費用が、営業損益の算定において控除されている場合は、足し戻すことができる。)が赤字とならないこと。

(損益計算書関係)

：受取家賃

当社が福利厚生の一環で借上げている社宅の賃料のうち、従業員より受け取っている額であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2025年2月28日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	1,051,578

当事業年度(2026年2月28日)

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。なお、市場価格のない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	当事業年度(千円)
関係会社株式	1,051,578

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	55,210千円	83,582千円
賞与引当金	81,712	97,781
未払事業税・事業所税	7,441	17,428
為替差損益	18,119	-
子会社株式評価損	3,520,640	3,623,437
その他	21,800	61,955
繰延税金資産小計	3,704,925	3,884,185
評価性引当額	3,521,684	3,624,512
繰延税金資産合計	183,241	259,672
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	5,877
繰延税金負債合計	-	5,877
繰延税金資産(負債)の純額	183,241	253,795

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年2月28日)	当事業年度 (2026年2月28日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減額	0.14	-
住民税均等割	0.51	0.38
役員賞与	0.18	0.17
賃上げ及び投資促進にかかる税制による控除	5.71	6.18
その他	0.24	0.44
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.98	25.43

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「(重要な会計方針)5.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期 末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	55,174	78,640	6,011	127,803	66,230	18,852	61,572
工具、器具及び備品	105,113	59,849	1,661	163,301	108,936	33,013	54,364
建設仮勘定	-	116,220	116,220	-	-	-	-
有形固定資産計	160,288	254,710	123,893	291,105	175,167	51,865	115,937

- (注) 1. 建物附属設備及び建設仮勘定の当期増加額は、本社増床工事によるものです。
2. 建設仮勘定の当期減少額は、建物附属設備への振替によるものです。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,410	-	-	-	3,410
賞与引当金	266,819	319,290	266,819	-	319,290

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日刊工業新聞に掲載して行う。 公告URL https://visasq.co.jp/publicnotice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自 2024年3月1日 至 2025年2月28日）2025年5月30日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2025年6月2日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第14期中）（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）2025年10月15日関東財務局長に提出
- (4) 半期報告書の訂正報告書及び確認書
2025年12月4日関東財務局長に提出
（第14期中）（自 2025年3月1日 至 2025年8月31日）の半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書
であります。
- (5) 臨時報告書
2025年6月6日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。
2025年10月24日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
2026年1月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
2026年4月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年5月27日

株式会社ビザスク

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 条 井 祐 介

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスク及び連結子会社の2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識 - 営業収益の計上に係るシステム間のデータの整合性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループは知見プラットフォーム事業を営んでおり、当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている営業収益は9,974,670千円である。営業収益は顧客から得た対価の合計額である取扱高からエキスパートへの謝礼を除いた金額となっている。</p> <p>会社グループの主力サービスは、顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するエキスパートと顧客をマッチングし、1時間単位のインタビューや電話会議を設営するサービスであり、少額かつ多数の取引から構成されている。営業収益の計上プロセスには、案件情報やエキスパートへの謝礼情報、請求情報等を管理する複数の業務システムの利用が含まれ、各業務システム間で営業収益データの連携が行われるとともに、業務システムで生成されたデータに基づき手作業で営業収益の仕訳が作成され、会計システムに入力されている。したがって、会計システムへの仕訳入力が適切に実施されない場合には、営業収益の発生を誤ることにより、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、知見プラットフォーム事業に係る営業収益の発生が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、知見プラットフォーム事業に係る営業収益の発生を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。また、連結子会社であるColeman Research Group, Inc.については、当監査法人のネットワーク・ファームである構成単位の監査人への指揮、監督及び査閲を通じて、十分かつ適切な監査証拠が入手されているかどうかについての評価を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 営業収益の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、必要に応じて当監査法人のIT専門家と連携し、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各業務システムのプログラム変更やアクセス制限、システム保守、運用等のIT全般統制 各業務システム間のデータインターフェース等のIT業務処理統制 業務システムで生成された営業収益データに基づく会計システムへの仕訳入力の適切性を担保する統制 <p>(2)実証手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 各業務システム間の営業収益データを突合した。 業務システムで生成された営業収益データの正確性及び網羅性を検討した。 業務システムで生成された営業収益データと会計システムの営業収益計上額を突合した。 各業務システム間及び業務システムと会計システムとの間で営業収益データに差異が生じている場合には、差異内容の合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ビザスクの2026年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ビザスクが2026年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑 井 祐 介

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2025年3月1日から2026年2月28日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビザスクの2026年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識 - 営業収益の計上に係るシステム間のデータの整合性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は知見プラットフォーム事業を営んでおり、当事業年度の損益計算書に計上されている営業収益は5,948,011千円である。営業収益は顧客から得た対価の合計額である取扱高からエキスパートへの謝礼を除いた金額となっている。</p> <p>会社の主力サービスは、顧客のニーズに応じて、ビジネス知見を有するエキスパートと顧客をマッチングし、1時間単位のインタビューや電話会議を設営するサービスであり、少額かつ多数の取引から構成されている。営業収益の計上プロセスには、案件情報やエキスパートへの謝礼情報、請求情報等を管理する複数の業務システムの利用が含まれ、各業務システム間で営業収益データの連携が行われるとともに、業務システムで生成されたデータに基づき手作業で営業収益の仕訳が作成され、会計システムに仕訳入力されている。したがって、各業務システム間のデータ連携、及び当該データに基づく会計システムへの仕訳入力が適切に実施されない場合には、営業収益の発生を誤ることにより、財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、知見プラットフォーム事業に係る営業収益の発生が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、知見プラットフォーム事業に係る営業収益の発生を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 営業収益の計上プロセスに関連する内部統制の整備・運用状況の有効性について、必要に応じて当監査法人のIT専門家と連携し、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。 ・各業務システムのプログラム変更やアクセス制限、システム保守、運用等のIT全般統制 ・各業務システム間のデータインターフェース等のIT業務処理統制 ・業務システムで生成された営業収益データに基づく会計システムへの仕訳入力の適切性を担保する統制</p> <p>(2)実証手続 ・各業務システム間の営業収益データを突合した。 ・業務システムで生成された営業収益データの正確性及び網羅性を検討した。 ・業務システムで生成された営業収益データと会計システムの営業収益計上額を突合した。 ・各業務システム間及び業務システムと会計システムとの間で営業収益データに差異が生じている場合には、差異内容の合理性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。